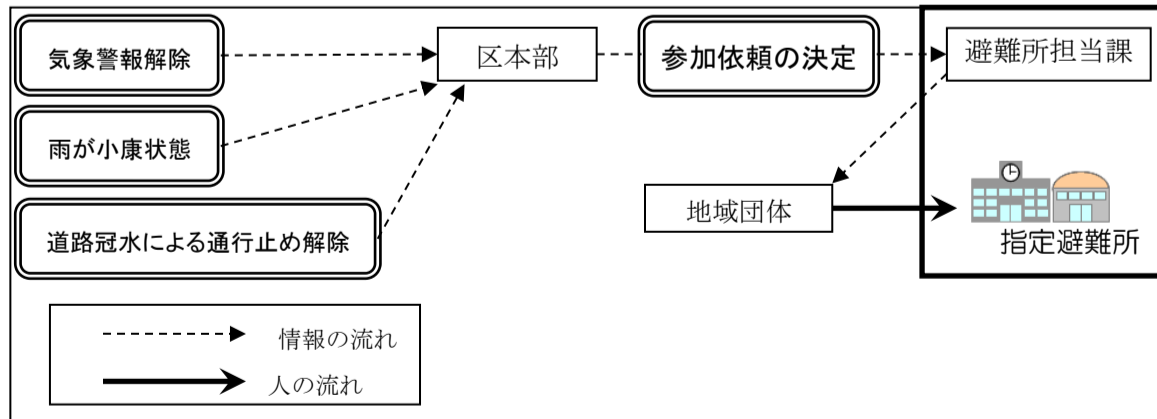


仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考												
風水害等 災害対策 編 P2 第1部 第1章 第1節 風水害等 による被 災を防ぐ	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意します。 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオの気象情報でも発表されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認ができます。また、宮城県では、携帯電話に自動的に土砂災害警戒情報をメールで知らせてくれるサービスがあります。</p>	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は土砂災害警戒情報に注意します。 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認ができます。</p>	表現修正 (関係機関意見 反映)												
風水害等 災害対策 編 P4 第1部 第1章 第2節 災害情報 を入手す る	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容 市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="323 924 1192 1587"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など	災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容 市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1506 924 2375 1587"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など	災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）	表現修正 (関係機関意見 反映)
時 期	内 容														
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など														
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）														
時 期	内 容														
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など														
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）														
風水害等 災害対策 編 P7-8	<p>【参考】市の避難情報の基準</p> <table border="1" data-bbox="422 1732 1327 1769"> <tr> <td></td> <td>避難準備情報</td> <td>避難勧告</td> <td>避難指示</td> </tr> </table>		避難準備情報	避難勧告	避難指示	<p>【参考】市の避難情報の基準</p> <table border="1" data-bbox="1608 1732 2513 1769"> <tr> <td></td> <td>避難準備情報</td> <td>避難勧告</td> <td>避難指示</td> </tr> </table>		避難準備情報	避難勧告	避難指示					
	避難準備情報	避難勧告	避難指示												
	避難準備情報	避難勧告	避難指示												

第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う		土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき			
			対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域			
		洪水	第一区分の発令基準	・水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	水位が、避難判断水位(特別警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	1時間後には、はん濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがあると判断された場合			
			第二区分の発令基準	第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第1区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令			
			第三区分の発令基準	第2区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第2区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令			
			対象地域	第1区分：河川はん濫により、水流で建物が倒壊するなどの被害が発生する可能性のある範囲 第2区分：およそ1時間以内に河川はん濫による浸水の影響が及ぶ範囲 第3区分：河川はん濫による浸水の影響を受けるまでにおよそ1時間以上の範囲					
		土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき			
		土砂災害	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域			
		洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合	・基準観測所における水位が、はん濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	・はん濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合	・はん濫危険情報(洪水警報)が発表された場合	仙台市水防計画の修正の反映
				・はん濫注意情報(洪水注意報)が発表された場合	・はん濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合	・浸透・浸食による堤防の変状が発見した場合	・浸透・浸食による堤防の異常な変状が確認された場合	・はん濫発生情報(洪水警報)が発表された場合 その他はん濫の発生が確認された場合 ・異常な浸透・浸食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	
		洪水	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。					

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 256 482 741"> <p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p> </td> <td data-bbox="482 256 802 741"> <p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 </td> <td data-bbox="802 256 1066 741"> <p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 741 482 868"> <p>発令基準</p> </td> <td data-bbox="482 741 802 868"> <p>当該地域</p> </td> <td data-bbox="802 741 1066 868"> <p>当該地域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 868 482 1207"> <p>その他の災害</p> </td> <td data-bbox="482 868 802 1207"> <p>当該地域</p> </td> <td data-bbox="802 868 1066 1207"> <p>当該地域</p> </td> </tr> </table> <p>※避難準備情報：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的基準については、別途定める。</p> <p style="text-align: center;">(資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)</p>	<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 	<p>発令基準</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>	<p>その他の災害</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>	
<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 									
<p>発令基準</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>									
<p>その他の災害</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1665 256 1725 741"> <p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p> </td> <td data-bbox="1725 256 1989 741"> <p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 </td> <td data-bbox="1989 256 2252 741"> <p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1665 741 1725 868"> <p>発令基準</p> </td> <td data-bbox="1725 741 1989 868"> <p>当該地域</p> </td> <td data-bbox="1989 741 2252 868"> <p>当該地域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1665 868 1725 1207"> <p>その他の災害</p> </td> <td data-bbox="1725 868 1989 1207"> <p>当該地域</p> </td> <td data-bbox="1989 868 2252 1207"> <p>当該地域</p> </td> </tr> </table> <p>※避難準備情報：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示：被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的基準については、別途定める。</p>	<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 	<p>発令基準</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>	<p>その他の災害</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 									
<p>発令基準</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>									
<p>その他の災害</p>	<p>当該地域</p>	<p>当該地域</p>									
<p>風水害等災害対策編 P15</p> <p>第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>1. 避難所の開設</p> <p>避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、その判断を仰ぐいとまがない場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、<u>地域団体</u>等の判断により、避難者を収容するなどの応急的な対応を行うこととしています。</p> <p><u>地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の収容を行います。</u></p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 70%;">開 設 方 法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※本欄において、「市本部」とは、「災害警戒本部又は災害対策本部」のことを、「区本部」とは、「区災害警戒本部又は区災害対策本部」のことをいう。</td> </tr> </table> </div>	条 件	開 設 方 法		※本欄において、「市本部」とは、「災害警戒本部又は災害対策本部」のことを、「区本部」とは、「区災害警戒本部又は区災害対策本部」のことをいう。	<p>1. 避難所の開設</p> <p>避難所は、「避難所開設基準」に基づき、市又は区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、その判断を仰ぐいとまがない場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者等の判断により、避難者を受け入れるなどの応急的な対応を行うこととしています。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">基 準</th> <th style="width: 50%;">開 設 者</th> </tr> <tr> <td>①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合</td> <td>市災害対策本部 又は 市災害警戒本部</td> </tr> </table> </div>	基 準	開 設 者	①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p> <p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>
条 件	開 設 方 法										
	※本欄において、「市本部」とは、「災害警戒本部又は災害対策本部」のことを、「区本部」とは、「区災害警戒本部又は区災害対策本部」のことをいう。										
基 準	開 設 者										
①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部										

	<p>①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合</p> <p>○市本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して区本部から連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。</p> <p>②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合</p> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。</p> <p>③その他の場合</p> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p> <p>○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受け入れるものとする。 ※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。</p>	<table border="1"> <tr> <td>②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合</td> <td>区災害対策本部 又は 区災害警戒本部</td> </tr> </table> <p>○上記にかかわらず、避難所担当職員及び施設管理者は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受け入れるものとする。 (避難所担当職員：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(5)、施設管理者：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)参照)</p> <p>※指定避難所については、避難準備情報等の避難情報の発令時点において避難所を開設する。 ※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。</p>	②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部								
③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部								
④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部								
<p>風水害等災害対策編 P16</p> <p>第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】</p> <p>避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。</p> <p>避難所では、そこにいる人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。</p> <p>(参考：「避難所運営マニュアル」)</p> <p>(1) 地域団体とその役割</p> <p>連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。また、地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々です。</p> <p>円滑な避難所運営を開始するために避難所運営委員会を立ち上げ、避難者中心の自主運営が行われるようになるまでは、地域団体が中心となって運営の各種活動を行います。</p> <p>大規模な風水害等が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。地域団体は、地域版避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を生かし、避難者をまとめて各種活動に当たります。</p>	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】</p> <p>避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。</p> <p>避難所では、そこにいる人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。</p> <p>(参考：「避難所運営マニュアル」)</p> <p>(1) 地域団体とその役割</p> <p>連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。また、地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々です。</p> <p>地域団体は、基本的に、避難所周辺の安全が確認された場合で、一定期間避難が継続する見込みがあるとき又は多数の避難者が訪れたときに、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、必要に応じて避難所の運営に加わります。</p> <p style="text-align: center;"><市が地域団体に避難所運営参加を依頼する場合の例></p> 	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>						

	<p>(2) 避難者とその役割</p> <p>避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。</p> <p>避難者は、地域団体等の指示の下、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過と共に地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制の下、役割分担を明確にし、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市・区・施設の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 市・区の役割 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを共に行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。 避難所担当職員の役割 市が避難勧告等を発令した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めます。 施設管理者・職員の役割 避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。 </div>	<p>(2) 避難者とその役割</p> <p>避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。</p> <p>避難者は、地域団体、市職員等の指示の下、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過と共に地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制の下、役割分担を明確にし、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】市・区・施設の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 市・区の役割 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。 避難所担当職員の役割 避難所担当職員は、避難所運営委員会が立ち上がった場合には、その運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めます。 施設管理者・職員の役割 避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。 </div>	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p> <p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>
<p>風水害等災害対策編 P19</p> <p>第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 水の確保（衛生班）</p> <p>避難所における断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用 ②施設の受水槽の活用 ③非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請 ④給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請 ⑤主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用 	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</p> <p>避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 水の確保（衛生班）</p> <p>断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用 ②施設の受水槽の活用 ③災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設し、区本部に報告 ④非常用飲料水貯水槽など、その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に要請 	<p>内容の適正化 ※災害時給水に関する事項の追加</p>

		⑤主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水を活用																															
風水害等 災害対策 編 P24 第1部 第1章 第9節 広聴相談 を利用す る	【参考】市の取り組み 1～4. (略) 5. 女性支援センターの設置 市民部は、 <u>専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。</u>	【参考】市の取り組み 1～4. (略) 5. 女性支援センターの設置 市民部は、 <u>仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。</u>	表現修正 (関係各局意見 反映)																														
風水害等 災害対策 編 P29 第1部 第2章 第1節 応急対策 の流れ	本節では、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施すべき各応急対策について、経過時間ごとの目標を定める。 <table border="1" data-bbox="413 839 1342 1328"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)</th> <th>風水害等発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本 部等 運営</td> <td>○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>避難・避難所 運営 (略)</td> <td>○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設</td> <td>※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握</td> <td>○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握</td> <td>※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖</td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)	風水害等発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	災害対策本 部等 運営	○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	※同左	避難・避難所 運営 (略)	○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設	※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握	○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖	本節では、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施すべき各応急対策について、経過時間ごとの目標を定める。 <table border="1" data-bbox="1596 839 2525 1379"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)</th> <th>風水害等発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本 部等 運営</td> <td>○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>避難・避難所 運営 (略)</td> <td>○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設</td> <td>※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握 ○災害時給水栓 による給水所 の開設</td> <td>○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握</td> <td>※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖</td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)	風水害等発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	災害対策本 部等 運営	○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	※同左	避難・避難所 運営 (略)	○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設	※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握 ○災害時給水栓 による給水所 の開設	○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖	災害時給水栓に 関する事項の追 加
時間 応急対策	風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)	風水害等発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																													
災害対策本 部等 運営	○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	※同左																													
避難・避難所 運営 (略)	○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設	※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握	○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖																													
時間 応急対策	風水害等の発生 前 (発生するおそれ あるとき)	風水害等発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																													
災害対策本 部等 運営	○災害対策本部 等の設置・運 営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○職員の安否確 認 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	○災害対策本部 等の運営 ○以下表中の対 策の方針決 定・指示	※同左																													
避難・避難所 運営 (略)	○避難所選定 ○避難勧告等の 実施・ 伝達 ○避難誘導 ○避難所開設	※左欄の他に ○災害用簡易組 立トイレの設 置 ○避難人員、状 況の把握 ○災害時給水栓 による給水所 の開設	○避難所の運営 支援 ○避難所への食 料、物資の供 給 ○避難人員、状 況の把握	※左欄のほかに ○避難者の生活 実態の把握 ○避難所の集 約、閉鎖																													
風水害等 災害対策 編 P32 第1部 第2章 第2節 災害対策 活動体制	2. 情報連絡体制の強化 気象注意報、警報が発表され、市内に災害発生のおそれがあるときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、関係各区分区民生生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。 なお、危機管理監不在時は、危機管理室長、危機管理室参事及び総務局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。 警戒配備時に警戒活動等を行わなければならない室、局及び区（以下「警戒対象部局」という。）の関係職員は、気象情報の収集に努めることはもちろんのこと、風水害等の災害が発生するおそれがある場合は、自ら災害情報等の収集に努めるとともに、日頃から連絡体制を確保しておくものとする。 <p style="text-align: center;">〈警戒対象部局〉</p>	2. 情報連絡体制の強化 気象注意報、警報が発表され、市内に災害発生のおそれがあるときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、関係各区分区民生生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。 なお、危機管理監不在時は、危機管理室長、危機管理室参事及び総務局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。 警戒配備時に警戒活動等を行わなければならない室、局及び区（以下「警戒対象部局」という。）の関係職員は、気象情報の収集に努めることはもちろんのこと、風水害等の災害が発生するおそれがある場合は、自ら災害情報等の収集に努めるとともに、日頃から連絡体制を確保しておくものとする。 <p style="text-align: center;">〈警戒対象部局〉</p>																															

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 256 662 292">区 分</th> <th data-bbox="662 256 1210 292">警 戒 対 象 部 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 292 662 420">① 地震災害の場合</td> <td data-bbox="662 292 1210 420">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 420 662 549">② 津波災害の場合</td> <td data-bbox="662 420 1210 549">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 549 662 677">③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合</td> <td data-bbox="662 549 1210 677">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 677 662 764">④ 暴風等の災害の場合</td> <td data-bbox="662 677 1210 764">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 764 662 851">⑤ 地盤災害の場合</td> <td data-bbox="662 764 1210 851">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 851 662 928">⑥ 道路災害の場合</td> <td data-bbox="662 851 1210 928">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 928 662 1004">⑦ 海上災害の場合</td> <td data-bbox="662 928 1210 1004">危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1004 662 1046">⑧ その他の災害の場合</td> <td data-bbox="662 1004 1210 1046">その都度指定する局及び区</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="314 1046 1003 1108">※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 ※ 総務局は、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p data-bbox="943 1129 1453 1170">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	区 分	警 戒 対 象 部 局	① 地震災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	② 津波災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区	③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	④ 暴風等の災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区	⑤ 地盤災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区	⑥ 道路災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	⑦ 海上災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区	⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 256 1845 292">区 分</th> <th data-bbox="1845 256 2393 292">警 戒 対 象 部 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 292 1845 420">① 地震災害の場合</td> <td data-bbox="1845 292 2393 420">危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 420 1845 549">② 津波災害の場合</td> <td data-bbox="1845 420 2393 549">危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 549 1845 677">③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合</td> <td data-bbox="1845 549 2393 677">危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 677 1845 764">④ 暴風等の災害の場合</td> <td data-bbox="1845 677 2393 764">危機管理室 総務局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 764 1845 851">⑤ 地盤災害の場合</td> <td data-bbox="1845 764 2393 851">危機管理室 総務局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 851 1845 928">⑥ 道路災害の場合</td> <td data-bbox="1845 851 2393 928">危機管理室 総務局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 928 1845 1004">⑦ 海上災害の場合</td> <td data-bbox="1845 928 2393 1004">危機管理室 総務局 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1004 1845 1046">⑧ その他の災害の場合</td> <td data-bbox="1845 1004 2393 1046">その都度指定する局及び区</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1498 1046 2516 1108">※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 ※ 指定避難所開設に関わる職員の動員が必要な場合、避難所担当課が属する各局区を追加する。</p> <p data-bbox="2127 1129 2636 1170">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	区 分	警 戒 対 象 部 局	① 地震災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	② 津波災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区	③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	④ 暴風等の災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区	⑤ 地盤災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区	⑥ 道路災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	⑦ 海上災害の場合	危機管理室 総務局 環境局 消防局 宮城野区 若林区	⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区	<p data-bbox="2651 1025 2837 1170">平成 27 年 9 月の 大雨を踏まえた 避難所開設方針 の反映</p>
区 分	警 戒 対 象 部 局																																						
① 地震災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																						
② 津波災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区																																						
③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																						
④ 暴風等の災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区																																						
⑤ 地盤災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区																																						
⑥ 道路災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区																																						
⑦ 海上災害の場合	危機管理室 総務局(広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区																																						
⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区																																						
区 分	警 戒 対 象 部 局																																						
① 地震災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																						
② 津波災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区																																						
③ 大雨、洪水、大雪等の災害の場合	危機管理室 総務局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																						
④ 暴風等の災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区																																						
⑤ 地盤災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区																																						
⑥ 道路災害の場合	危機管理室 総務局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区																																						
⑦ 海上災害の場合	危機管理室 総務局 環境局 消防局 宮城野区 若林区																																						
⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区																																						
<p data-bbox="152 1197 284 1315">風水害等 災害対策 編 P34</p> <p data-bbox="152 1346 284 1502">第 1 部 第 2 章 第 2 節 災害対策 活動体制</p>	<p data-bbox="284 1212 539 1253">3. 災害警戒本部体制</p> <p data-bbox="314 1253 1453 1357">危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="314 1357 1210 1543"> <tr> <td data-bbox="314 1357 1210 1388">① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1388 1210 1481">② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1481 1210 1512">③ 市内の土砂災害警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1512 1210 1543">④ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </table> <p data-bbox="943 1564 1453 1605">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p data-bbox="314 1616 434 1647">(1) (略)</p> <p data-bbox="314 1667 554 1699">(2) 警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="494 1719 1234 1792"> <tr> <td data-bbox="494 1719 1234 1750">警戒本部長：危機管理監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1750 1234 1792">警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長</td> </tr> </table>	① 宮城県に津波注意報が発表されたとき	② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	③ 市内の土砂災害警戒情報が発表されたとき	④ その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒本部長：危機管理監	警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長	<p data-bbox="1468 1212 1722 1253">3. 災害警戒本部体制</p> <p data-bbox="1498 1253 2651 1357">危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1357 2393 1543"> <tr> <td data-bbox="1498 1357 2393 1388">① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1388 2393 1481">② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1481 2393 1512">③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1512 2393 1543">④ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </table> <p data-bbox="2127 1564 2636 1605">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p data-bbox="1498 1616 1617 1647">(1) (略)</p> <p data-bbox="1498 1667 1737 1699">(2) 警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1677 1719 2417 1792"> <tr> <td data-bbox="1677 1719 2417 1750">警戒本部長：危機管理監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1677 1750 2417 1792">警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長</td> </tr> </table>	① 宮城県に津波注意報が発表されたとき	② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき	④ その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒本部長：危機管理監	警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長	<p data-bbox="2651 1471 2837 1502">内容の適正化</p>																								
① 宮城県に津波注意報が発表されたとき																																							
② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき																																							
③ 市内の土砂災害警戒情報が発表されたとき																																							
④ その他危機管理監が必要と認めるとき																																							
警戒本部長：危機管理監																																							
警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長																																							
① 宮城県に津波注意報が発表されたとき																																							
② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき																																							
③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき																																							
④ その他危機管理監が必要と認めるとき																																							
警戒本部長：危機管理監																																							
警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長																																							

	<div style="text-align: center;"> <p>警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災都市推進課長、 危機管理室減災推進課長、総務局庶務課長</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>区警戒本部長：区民部長 区警戒副本部長：区民生活課長 総務課長 まちづくり推進課長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>警戒対象部局関係課長</p> </div> </div> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 警戒本部の庶務 警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災都市推進課、危機管理室減災推進課、<u>総務局庶務課及び消防局指令課</u>が行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、 危機管理室減災推進課長</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>区警戒本部長：区民部長 区警戒副本部長：区民生活課長 総務課長 まちづくり推進課長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>警戒対象部局関係課長</p> </div> </div> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 警戒本部の庶務 警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災計画課、危機管理室減災推進課、消防局指令課が行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 避難所担当職員、施設管理者の派遣</u> 警戒対象部局等の長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、区警戒本部からの連絡を受け、速やかに避難所担当職員を指定避難所へ派遣する。また、区警戒本部は避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</p>	<p>事務分掌規則改正の反映</p> <p>事務分掌規則改正の反映</p> <p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>
<p>風水害等災害対策編 P34</p> <p>第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制</p>	<p>4. 災害対策本部体制 市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき ④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（③の場合を除く） ⑤ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑥ その他市長が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">（資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照） （資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>ア 構成 災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 事務局長 危機管理室長 </div>	<p>4. 災害対策本部体制 市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき ④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（③の場合を除く） ⑤ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑥ その他市長が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">（資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照） （資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>ア 構成 災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 事務局長 危機管理室長 </div>	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="503 256 668 298">事務局次長</td> <td data-bbox="668 256 952 298">危機管理室 参事</td> <td data-bbox="952 256 1246 298">総務局 総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="503 298 668 375">総括担当課長</td> <td data-bbox="668 298 952 375">危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長</td> <td data-bbox="952 298 1246 375">危機管理室 防災都市推進課長 総務局 庶務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="503 375 668 416">広報担当課長</td> <td colspan="2" data-bbox="668 375 1246 416">総務局 広報課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="503 416 668 551">事務局員</td> <td data-bbox="668 416 952 551">危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 庶務課員</td> <td data-bbox="952 416 1246 551">危機管理室 防災都市推進課員 総務局 広報課員 消防局 指令課員 指定動員職員</td> </tr> </table>	事務局次長	危機管理室 参事	総務局 総務部長	総括担当課長	危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長	危機管理室 防災都市推進課長 総務局 庶務課長	広報担当課長	総務局 広報課長		事務局員	危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 庶務課員	危機管理室 防災都市推進課員 総務局 広報課員 消防局 指令課員 指定動員職員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1683 256 1848 298">事務局次長</td> <td data-bbox="1848 256 2133 298">危機管理室 参事</td> <td data-bbox="2133 256 2426 298">総務局 総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1683 298 1848 375">総括担当課長</td> <td data-bbox="1848 298 2133 375">危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長</td> <td data-bbox="2133 298 2426 375">危機管理室 防災計画課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1683 375 1848 416">広報担当課長</td> <td colspan="2" data-bbox="1848 375 2426 416">総務局 広報課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1683 416 1848 551">事務局員</td> <td data-bbox="1848 416 2133 551">危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 広報課員</td> <td data-bbox="2133 416 2426 551">危機管理室 防災計画課員 消防局 指令課員 指定動員職員</td> </tr> </table>	事務局次長	危機管理室 参事	総務局 総務部長	総括担当課長	危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長	危機管理室 防災計画課長	広報担当課長	総務局 広報課長		事務局員	危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 広報課員	危機管理室 防災計画課員 消防局 指令課員 指定動員職員	<p>事務分掌規則改正の反映</p>
事務局次長	危機管理室 参事	総務局 総務部長																									
総括担当課長	危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長	危機管理室 防災都市推進課長 総務局 庶務課長																									
広報担当課長	総務局 広報課長																										
事務局員	危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 庶務課員	危機管理室 防災都市推進課員 総務局 広報課員 消防局 指令課員 指定動員職員																									
事務局次長	危機管理室 参事	総務局 総務部長																									
総括担当課長	危機管理室 危機管理課長 危機管理室 減災推進課長	危機管理室 防災計画課長																									
広報担当課長	総務局 広報課長																										
事務局員	危機管理室 危機管理課員 危機管理室 減災推進課員 総務局 広報課員	危機管理室 防災計画課員 消防局 指令課員 指定動員職員																									
<p>風水害等 災害対策 編 P46</p> <p>第1部 第2章 第3節 職員の配 備・動員計 画</p>	<p>4. 支援体制の構築</p> <p>応急仮設住宅、被災住宅の応急修理、災害弔慰金、義援金、<u>り災証明</u>に係る業務等、災害の程度が大きく、担当部のみでの対応では実施が困難と見込まれる場合、災対本部事務局は、各部の業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他部からの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。</p>	<p>4. 支援体制の構築</p> <p>応急仮設住宅、被災住宅の応急修理、災害弔慰金、義援金、<u>罹災証明</u>に係る業務、<u>生活物資等の供給</u>等、災害の程度が大きく、担当部のみでの対応では実施が困難と見込まれる場合、災対本部事務局は、各部の業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他部からの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局の意見反映)</p>																								

2. 避難勧告等の実施 [災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部]

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準
避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

		避難準備情報	避難勧告	避難指示
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関係する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関係する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域
洪水	第一区分の発令基準	水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	水位が、避難判断水位(特別警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合	1時間後には、はん濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがあると判断された場合
	第二区分の発令基準	第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第1区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令
	第三区分の発令基準	第2区分に避難勧告発令後直ちに避難準備情報を発令	第2区分に避難指示発令後直ちに避難勧告を発令	状況を勘案して発令
	対象地域	第1区分：河川はん濫により、水流で建物が倒壊するなどの被害が発生する可能性のある範囲 第2区分：およそ1時間以内に河川はん濫による浸水の影響が及ぶ範囲 第3区分：河川はん濫による浸水の影響を受けるまでにおよそ1時間以上の範囲		

2. 避難勧告等の実施 [災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部]

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準
避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

		避難準備情報	避難勧告	避難指示
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合(※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関係する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関係する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域
洪水	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・はん濫注意情報(洪水注意報)が発表された場合 ・浸透・浸食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・はん濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合 ・浸透・浸食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、はん濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・はん濫危険情報(洪水警報)が発表された場合。 ・はん濫発生情報(洪水警報)が発表された場合その他はん濫の発生が確認された場合 ・異常な浸透・浸食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		

仙台市水防計画
の修正の反映

その他の災害	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域

※避難準備情報：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※具体的基準については、別途定める。

(資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)

(2) 実施責任者
(略)

(3) 避難勧告等の伝達
市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 避難準備情報発令時の伝達手段

①報道機関との連携
テレビのデータ放送などにより避難準備情報を幅広く市民に伝達するため、Lアラート(公共情報コムنز)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② (略)

その他の災害	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域

※避難準備情報：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示：被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※具体的基準については、別途定める。

(2) 実施責任者
(略)

(3) 避難勧告等の伝達
市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 避難準備情報発令時の伝達手段

①報道機関との連携
テレビのデータ放送などにより避難準備情報を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② (略)

防災基本計画の修正の反映

防災基本計画の修正の反映

	<p>③ 自主防災組織との連携 区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」により避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>イ 避難勧告又は指示発令時の伝達手段</p> <p>① 報道機関との連携 テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、<u>公共情報コモンズ</u>を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>② 自主防災組織との連携 区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>③～④（略）</p> <p>⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」により避難勧告又は指示の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>⑥（略）</p>	<p>③ 地域団体との連携 区本部は、<u>避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体</u>の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等により避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>イ 避難勧告又は指示発令時の伝達手段</p> <p>① 報道機関との連携 テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>② 地域団体との連携 区本部は、<u>避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体</u>の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>③～④（略）</p> <p>⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等により避難勧告又は指示の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</p> <p>⑥（略）</p>	<p>避難勧告の判断・伝達マニュアルの修正の反映（予定）</p> <p>表現修正 （関係部局意見反映）</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>避難勧告の判断・伝達マニュアルの修正の反映（予定）</p> <p>表現修正 （関係部局意見反映）</p>
<p>風水害等災害対策編 P53-54</p> <p>第1部 第2章 第4節 避難計画</p>	<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>ア 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、被害状況又は想定される被害等を踏まえ適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導體制を確保する。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定するとともに、施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p> <p>イ 避難所及び避難経路の安全確保 選定した避難所については、火災、浸水、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。</p>	<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>ア 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、被害状況又は想定される被害等を踏まえ適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導體制を確保する。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定するとともに、施設管理者等への連絡により開設体制を整える。</p> <p>イ 避難所及び避難経路の安全確保 選定した避難所については、火災、浸水、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。</p>	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>

	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 自主防災組織等の措置 自主防災組織等は組織を活用し、あらかじめ定めていた避難所、又は避難勧告等で指示された避難所へと組織的な避難を行う。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 自主防災組織等の措置 自主防災組織等は、必要に応じて、あらかじめ定めていた避難所、又は避難勧告等で指示された避難所へ避難支援を行うほか、屋内退避や近隣の安全な建物への緊急避難の支援を行う。</p>	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p>																																																																																										
<p>風水害等 災害対策 編 P61-65</p> <p>第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>1. 災害情報の収集・伝達 災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集 各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="323 901 1201 1587"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td>人的被害</td> <td>発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び収容先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者</td> <td>区 本 部 消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数</td> <td>住家・非住家 財 政 部 区 本 部</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共施設被害</td> <td rowspan="3">・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福祉施設</td> <td>健康福祉部 子 供 未 来 部</td> </tr> <tr> <td>清掃施設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教育施設 その他の施設</td> <td>教 育 部 所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木施設被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>道路・橋梁・公園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業関係被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度</td> <td>農水産関係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン情報</td> <td rowspan="4">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況</td> <td>下水道関係</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>水 道 部</td> </tr> <tr> <td>交通関係</td> <td>交 通 部</td> </tr> <tr> <td>ガス関係</td> <td>ガ ス 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表一部省略)</p> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況	消 防 部	被害情報	人的被害	発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び収容先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住家・非住家 財 政 部 区 本 部	事業所	経 済 部	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子 供 未 来 部	清掃施設	環 境 部	教育施設 その他の施設	教 育 部 所 管 部	土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建 設 部	河 川	建 設 部	農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係	経 済 部	林業関係	経 済 部	ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建 設 部	水道関係	水 道 部	交通関係	交 通 部	ガス関係	ガ ス 部	<p>1. 災害情報の収集・伝達 災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集 各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="1509 901 2387 1607"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td>・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況</td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被害情報</td> <td>人的被害</td> <td>発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び受け入れ先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者</td> <td>区 本 部 消 防 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数</td> <td>住家・非住家 財 政 部 区 本 部</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共施設被害</td> <td rowspan="3">・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況</td> <td>福祉施設</td> <td>健康福祉部 子 供 未 来 部</td> </tr> <tr> <td>清掃施設</td> <td>環 境 部</td> </tr> <tr> <td>教育施設 その他の施設</td> <td>教 育 部 所 管 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木施設被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所</td> <td>道路・橋梁・公園</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業関係被害</td> <td rowspan="2">・被害箇所と被害程度</td> <td>農水産関係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>経 済 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン情報</td> <td rowspan="4">・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況</td> <td>下水道関係</td> <td>建 設 部</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>水 道 部</td> </tr> <tr> <td>交通関係</td> <td>交 通 部</td> </tr> <tr> <td>ガス関係</td> <td>ガ ス 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表一部省略)</p> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況	消 防 部	被害情報	人的被害	発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び受け入れ先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住家・非住家 財 政 部 区 本 部	事業所	経 済 部	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子 供 未 来 部	清掃施設	環 境 部	教育施設 その他の施設	教 育 部 所 管 部	土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建 設 部	河 川	建 設 部	農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係	経 済 部	林業関係	経 済 部	ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建 設 部	水道関係	水 道 部	交通関係	交 通 部	ガス関係	ガ ス 部	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																																											
防災気象情報等	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況	消 防 部																																																																																											
被害情報	人的被害	発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び収容先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部																																																																																										
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住家・非住家 財 政 部 区 本 部																																																																																										
		事業所	経 済 部																																																																																										
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子 供 未 来 部																																																																																									
			清掃施設	環 境 部																																																																																									
			教育施設 その他の施設	教 育 部 所 管 部																																																																																									
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建 設 部																																																																																										
		河 川	建 設 部																																																																																										
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係	経 済 部																																																																																										
		林業関係	経 済 部																																																																																										
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建 設 部																																																																																										
		水道関係	水 道 部																																																																																										
		交通関係	交 通 部																																																																																										
		ガス関係	ガ ス 部																																																																																										
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																																											
防災気象情報等	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況	消 防 部																																																																																											
被害情報	人的被害	発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び受け入れ先 死 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部																																																																																										
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住家・非住家 財 政 部 区 本 部																																																																																										
		事業所	経 済 部																																																																																										
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子 供 未 来 部																																																																																									
			清掃施設	環 境 部																																																																																									
			教育施設 その他の施設	教 育 部 所 管 部																																																																																									
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建 設 部																																																																																										
		河 川	建 設 部																																																																																										
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係	経 済 部																																																																																										
		林業関係	経 済 部																																																																																										
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建 設 部																																																																																										
		水道関係	水 道 部																																																																																										
		交通関係	交 通 部																																																																																										
		ガス関係	ガ ス 部																																																																																										

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	

(略)

ウ 各種システムによる情報収集

<各種システムを通じて得られる情報>

種類	内容
(略)	
市町村向け『川の防災情報』 〔システム管理機関〕 ・国土交通省河川局 〔情報閲覧可能機関〕 ・危機管理室 ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報

(3) 情報連絡体制

ア～イ (略)

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	

(略)

ウ 各種システムによる情報収集

<各種システムを通じて得られる情報>

種類	内容
(略)	
市町村向け『川の防災情報』 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保 全局 〔情報閲覧可能機関〕 ・危機管理室 ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報

(3) 情報連絡体制

ア～イ (略)

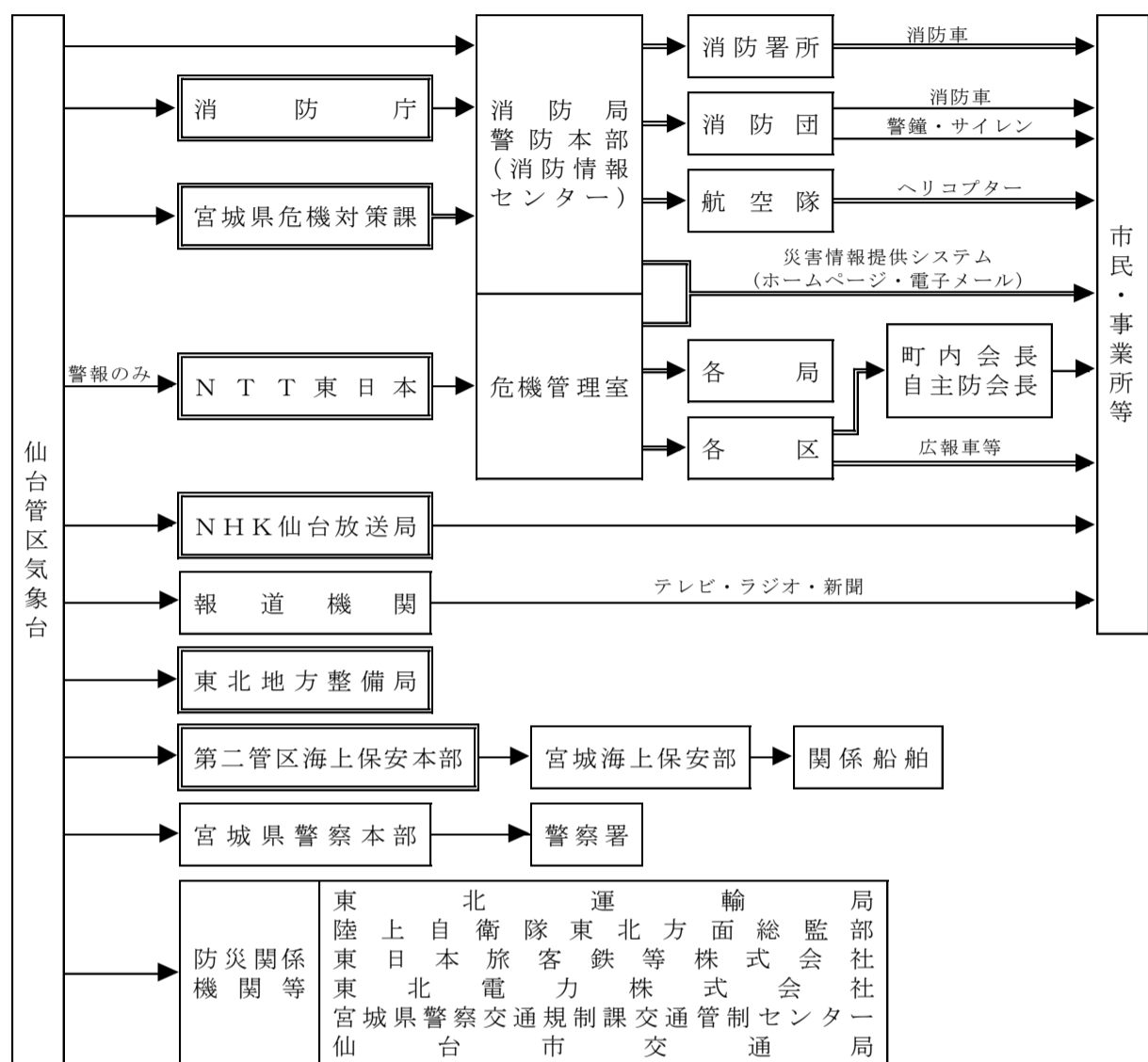
内容の適正化
(関係機関意見
反映)

内容の適正化
(関係機関意見
反映)

	<p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」</p>	<p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>内容の適正化 (関係機関意見反映)</p>
<p>風水害等災害対策編 P66</p> <p>第1部 第2章 第7節</p>	<p>2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。</p> <p>なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(資料 4-7 「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」 参照)</p>	<p>2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。</p> <p>なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(資料 4-7 「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」 参照)</p>	

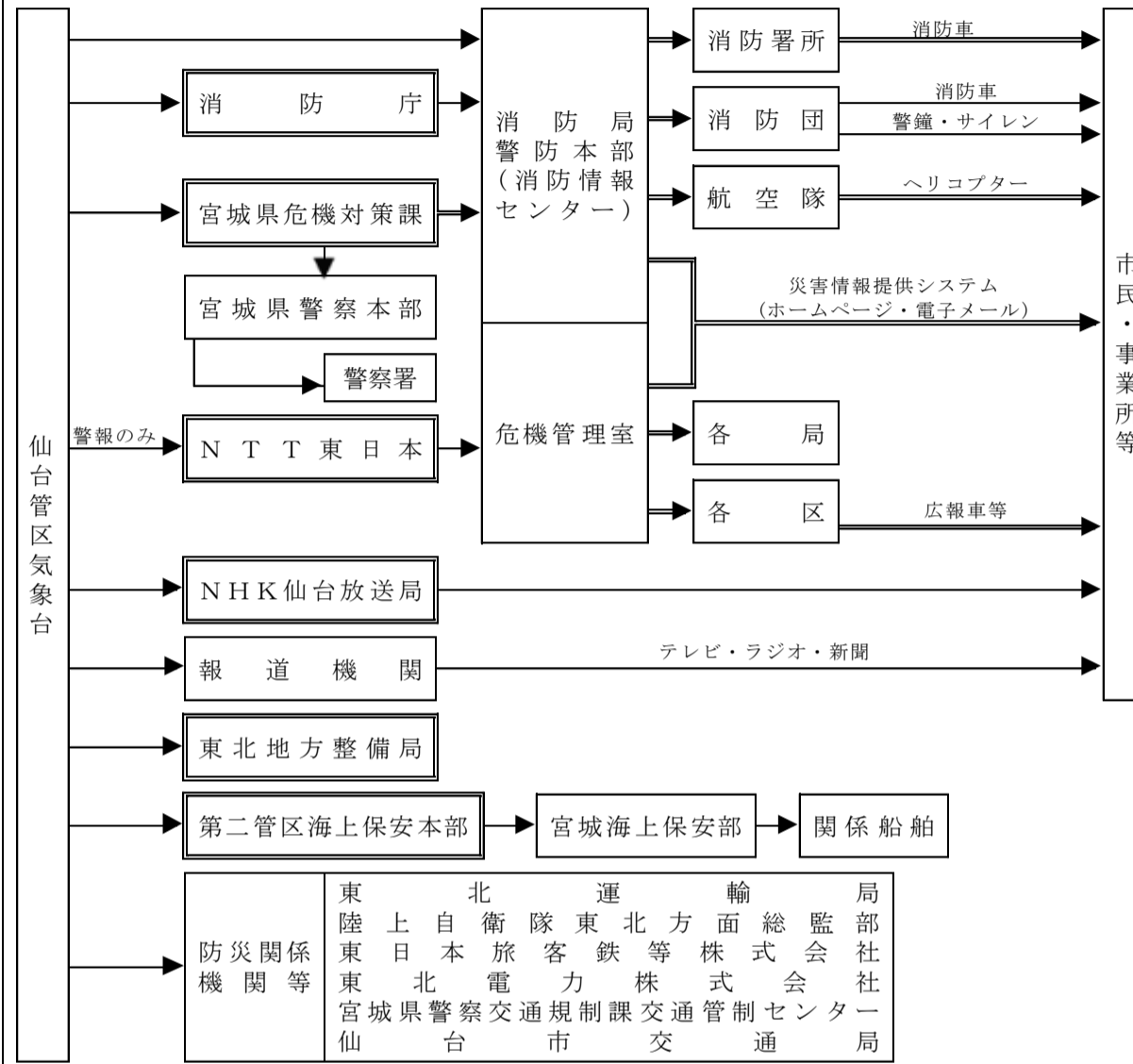
災害情報の収集伝達計画

〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉



注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

内容の適正化
 (関係機関意見
 反映)

内容の適正化
 (関係機関意見
 反映)

3. 指定河川洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、仙台管区气象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所が、気象業務法第14条の2第3項及び水防法第11条第1項に基づき、仙台管区气象台と宮城県が共同して発表する洪水予報の種類及び洪水予報を行う河川名とその区域、並びに伝達系統は次のとおりである。

(1) 指定河川洪水予報の種類

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

(2) 洪水予報を行う河川名とその区域

ア 名取川

左岸：仙台市太白区山田字船渡前3番1地先（名取川頭首工）から海まで
右岸：名取市高館熊野堂字五反田48番2地先（名取川頭首工）から海まで

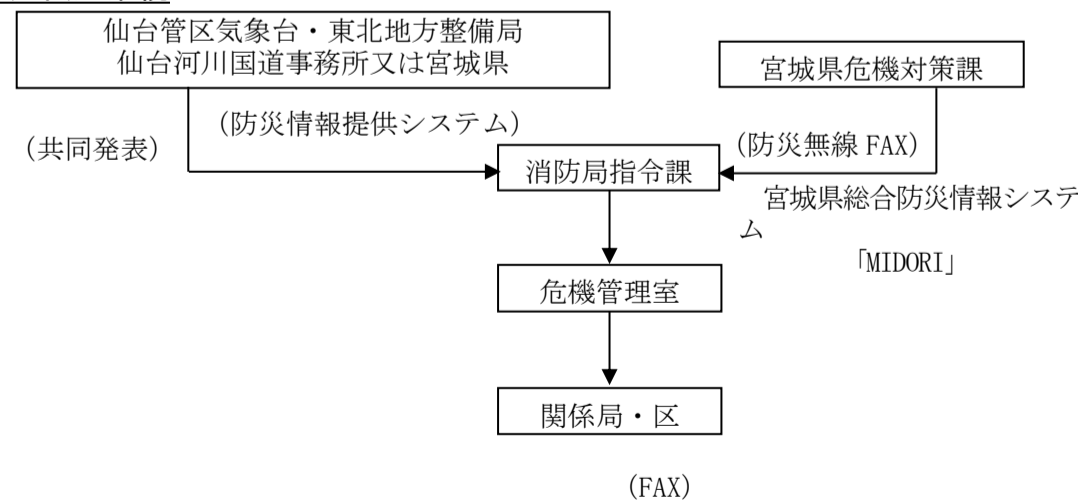
イ 広瀬川

左岸：仙台市若林区河原町二丁目13番25地先（広瀬橋）から名取川合流点まで
右岸：仙台市太白区長町一丁目1番1地先（広瀬橋）から名取川合流点まで

ウ 七北田川

左岸：仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先（赤生津大橋）から海まで
右岸：仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先（赤生津大橋）から海まで

(3) 伝達系統



3. 指定河川洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、仙台管区气象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所が、気象業務法第14条の2第3項及び水防法第11条第1項に基づき、仙台管区气象台と宮城県が共同して発表する指定河川洪水予報の種類並びに洪水予報を行う河川名及びその区域は次のとおりである。
なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。

(1) 指定河川洪水予報の種類

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	予報区間においてははん濫が確認されたときに発表される。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位（特別警戒水位）に達したときに発表される。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、はん濫危険水位（特別警戒水位）を超える洪水となるおそれがあるときに発表される。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるときに発表される。

(2) 指定河川洪水予報を行う河川（洪水予報河川）名とその区域

ア 名取川

左岸：仙台市太白区山田字船渡前3番1地先（名取川頭首工）から海まで
右岸：名取市高館熊野堂字五反田48番2地先（名取川頭首工）から海まで

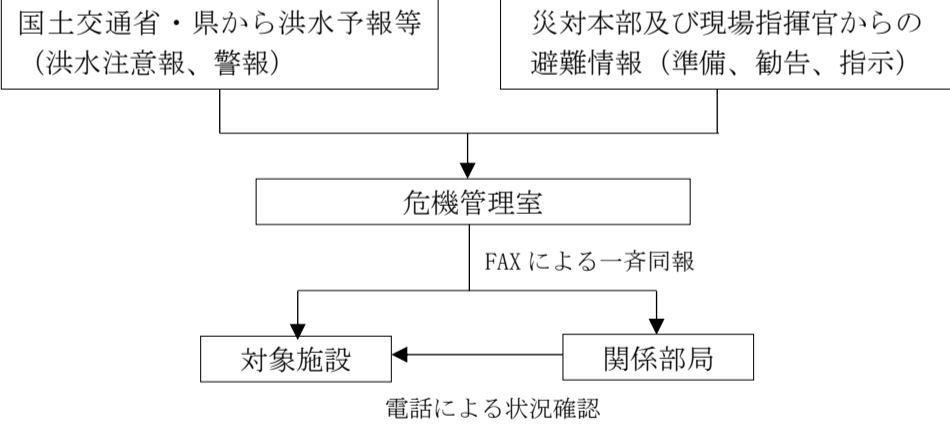
イ 広瀬川

左岸：仙台市若林区河原町二丁目13番25地先（広瀬橋）から名取川への合流点まで
右岸：仙台市太白区長町一丁目1番1地先（広瀬橋）から名取川への合流点まで

ウ 七北田川

左岸：仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先（赤生津大橋）から海まで
右岸：仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先（赤生津大橋）から海まで

(削除)

	<p>(4) 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達</p> <p>ア 地下街等、要配慮者利用施設の定義</p> <p>水防法第15条第1項第3号に定める施設とは、次に定める施設とする。 (資料6-3「水防法第15条第1項第3号の施設の一覧」参照)</p> <p>① 地下街等</p> <p>建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、別表第1(5)ロ、(6)ロ、ハ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。</p> <p>② 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの） 次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</p> <p>a. 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る。）</p> <p>b. 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等</p> <p>c. 幼稚園、特別支援学校</p> <p>d. 大規模な工場その他の施設（管理者からの申出があった場合）</p> <p>イ 洪水予報等の伝達方法</p> <p>水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。</p> <p>① 伝達情報</p> <p>国土交通省・県からの洪水予報等（洪水注意報、警報）及び避難情報（準備、勧告、指示）</p> <p>② 伝達系統</p>  <pre> graph TD A[国土交通省・県から洪水予報等 (洪水注意報、警報)] --> C[危機管理室] B[災対本部及び現場指揮官からの 避難情報(準備、勧告、指示)] --> C C -- "FAXによる一斉同報" --> D[対象施設] C -- "FAXによる一斉同報" --> E[関係部局] E -- "電話による状況確認" --> D </pre>	<p>(削除)</p>	<p>内容の適正化 ※第8項に移動</p>
--	---	-------------	---------------------------

<p>風水害等災害対策編 P70</p> <p>第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>5. 避難判断水位情報</p> <p>避難判断水位を超えた場合は、消防局、消防団、報道機関等を通じて市民へ周知する。避難判断水位を超えて、さらにはん濫危険水位を超えるおそれがあると判断された場合は、市長は堤防からの距離に応じた区分ごとに避難勧告等を発令する。</p> <p>なお、避難勧告等の発令の区分、基準、伝達系統等は仙台市水防計画に定めるところによる。</p>	<p>4. 水位到達情報</p> <p>水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 水位到達情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1560 478 2405 727"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫の発生を周知するもの。</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報</td> <td>はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達を周知するもの。</td> </tr> <tr> <td>その他の水位への到達情報</td> <td>水防団待機水位、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位への到達を周知するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域</p> <p>ア 広瀬川 左右岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</p> <p>イ 旧策川 左右岸：策川からの分岐点から名取川への合流点まで</p> <p>ウ 七北田川 左右岸：馬橋から赤生津大橋まで</p> <p>エ 梅田川 左右岸：仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで</p>	種類	概要	はん濫発生情報	はん濫の発生を周知するもの。	はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報	はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達を周知するもの。	その他の水位への到達情報	水防団待機水位、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位への到達を周知するもの。	<p>項番号修正 ※水防法の根拠条文に応じて順番入替え</p> <p>仙台市水防計画の修正の反映</p> <p>宮城県の告示の反映（予定）</p>																			
種類	概要																													
はん濫発生情報	はん濫の発生を周知するもの。																													
はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報	はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達を周知するもの。																													
その他の水位への到達情報	水防団待機水位、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位への到達を周知するもの。																													
<p>風水害等災害対策編 P69</p> <p>第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>4. 水防警報</p> <p>水防法第10条の6第1項に基づき、国土交通大臣及び宮城県知事が水防警報を行う河川とその区域、基準等は次のとおりである。</p> <p>なお、伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><水防警報の発表方法></p> <table border="1" data-bbox="302 1375 1210 1794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">対象量水標名及び警戒水位</th> <th colspan="3">警報の段階と基準</th> <th rowspan="2">入手・伝達 国土交通大臣所管河川の場合の例</th> </tr> <tr> <th>第1段階 ※ (準備)</th> <th>第2段階 ※ (出動)</th> <th>第3段階 ※ (解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)</td> <td>名取橋 6.50m</td> <td>水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> <td rowspan="2">東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事</td> </tr> <tr> <td>閑上第二 2.00m</td> <td>水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準			入手・伝達 国土交通大臣所管河川の場合の例	第1段階 ※ (準備)	第2段階 ※ (出動)	第3段階 ※ (解除)	名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事	閑上第二 2.00m	水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	<p>5. 水防警報</p> <p>水防法第16条第1項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。</p> <p>なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 水防警報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1551 1348 2405 1562"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備を必要とする旨通報するもの。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通報するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水防警報を行う河川名とその区域</p> <p>ア 名取川 左岸：仙台市太白区山田字船渡前3番1地先（名取川頭首工）から海まで 右岸：名取市高館熊野堂字五反田48番2地先（名取川頭首工）から海まで</p> <p>イ 広瀬川 ①左岸：仙台市若林区河原町2丁目13番25地先（広瀬橋）から海まで</p>	種別	概要	準備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備を必要とする旨通報するもの。	出動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。	解除	水防活動の終了を通報するもの。	<p>項番号修正 ※水防法の根拠条文に応じて順番入替え</p> <p>仙台市水防計画の修正の反映</p>
河川名	対象量水標名及び警戒水位			警報の段階と基準				入手・伝達 国土交通大臣所管河川の場合の例																						
		第1段階 ※ (準備)	第2段階 ※ (出動)	第3段階 ※ (解除)																										
名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事																									
	閑上第二 2.00m	水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																										
種別	概要																													
準備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備を必要とする旨通報するもの。																													
出動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。																													
解除	水防活動の終了を通報するもの。																													

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 256 452 416"> <p>広瀬川 国土交通大臣所管 (両岸：広瀬橋～名取川合流点)</p> </td> <td data-bbox="452 256 551 416"> <p>広瀬橋 1.30m</p> </td> <td data-bbox="551 256 692 416"> <p>水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p> </td> <td data-bbox="692 256 862 416"> <p>はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p> </td> <td data-bbox="862 256 1033 416"> <p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p> </td> <td data-bbox="1033 256 1210 416"> <p>(FAX) ↓ 消防局指令課 (FAX) ↓ 危機管理室 (FAX) ↓ 関係各局・区</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 416 452 696"> <p>県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)</p> </td> <td data-bbox="452 416 551 696"> <p>広瀬橋 1.30m</p> </td> <td data-bbox="551 416 692 696"> <p>雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p> </td> <td data-bbox="692 416 862 696"> <p>雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p> </td> <td data-bbox="862 416 1033 696"> <p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p> </td> <td data-bbox="1033 416 1210 696"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 696 452 903"> <p>七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)</p> </td> <td data-bbox="452 696 551 903"> <p>市名坂 3.35m</p> </td> <td data-bbox="551 696 692 903"> <p>雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p> </td> <td data-bbox="692 696 862 903"> <p>雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p> </td> <td data-bbox="862 696 1033 903"> <p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p> </td> <td data-bbox="1033 696 1210 903"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 903 452 1089"> <p>梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)</p> </td> <td data-bbox="452 903 551 1089"> <p>苦竹 2.50m</p> </td> <td data-bbox="551 903 692 1089"> <p>雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p> </td> <td data-bbox="692 903 862 1089"> <p>雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p> </td> <td data-bbox="862 903 1033 1089"> <p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p> </td> <td data-bbox="1033 903 1210 1089"></td> </tr> </table>	<p>広瀬川 国土交通大臣所管 (両岸：広瀬橋～名取川合流点)</p>	<p>広瀬橋 1.30m</p>	<p>水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>	<p>(FAX) ↓ 消防局指令課 (FAX) ↓ 危機管理室 (FAX) ↓ 関係各局・区</p>	<p>県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)</p>	<p>広瀬橋 1.30m</p>	<p>雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p>	<p>雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>		<p>七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)</p>	<p>市名坂 3.35m</p>	<p>雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>		<p>梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)</p>	<p>苦竹 2.50m</p>	<p>雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>		<p>右岸：仙台市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から海まで ②左右岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</p> <p>ウ 旧笹川 笹川からの分岐点から名取川への合流点まで</p> <p>エ 七北田川 ①左岸：仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先(赤生津大橋)から海まで 右岸：仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先(赤生津大橋)から海まで ②左右岸：馬橋から赤生津大橋まで</p> <p>オ 梅田川 左右岸：仙台市宮城野区大田見橋から七北田川合流点まで</p>	<p>宮城県水防計画の修正の反映(予定)</p>
<p>広瀬川 国土交通大臣所管 (両岸：広瀬橋～名取川合流点)</p>	<p>広瀬橋 1.30m</p>	<p>水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>	<p>(FAX) ↓ 消防局指令課 (FAX) ↓ 危機管理室 (FAX) ↓ 関係各局・区</p>																						
<p>県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)</p>	<p>広瀬橋 1.30m</p>	<p>雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p>	<p>雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>																							
<p>七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)</p>	<p>市名坂 3.35m</p>	<p>雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>																							
<p>梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)</p>	<p>苦竹 2.50m</p>	<p>雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</p>	<p>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</p>																							
<p>風水害等災害対策編 P70 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p>6. ダム放流情報 ダム放流情報は、洪水調節のため放流を行うダム管理者から通報される。 (図省略)</p>	<p>6. 治水関係施設の操作情報 ダムをはじめとする治水関係施設の操作に関する情報の伝達系統等は、仙台市水防計画に定めるところによる。</p>	<p>記載の整理のため ※詳細は仙台市水防計画において記載</p>																								
<p>風水害等災害対策編 P70 第1部</p>	<p>7. 土砂災害警戒情報 (1) 対象施設 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条2項に定める施設とは、防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる次に定める施設とする。</p>	<p>7. 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」第27条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。 なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。</p>	<p>内容の適正化 ※旧内容は第8項に移動</p>																								

<p>第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p align="center"><u>(資料 6-3-2「土砂災害防止法第8条第4項の施設の一覧」参照)</u></p> <p>ア 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る。）</p> <p>イ 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等</p> <p>ウ 幼稚園、特別支援学校</p> <p>(2) 情報の伝達方法 土砂災害発生時の情報伝達方法は、次のとおりとする。</p> <p>① 伝達情報 土砂災害警戒情報及び避難情報（準備、勧告、指示）</p> <p>② 伝達系統</p>  <pre> graph TD A[気象庁・県から土砂災害警戒情報] --> C[危機管理室] B[災対本部及び現場指揮官からの避難情報（準備、勧告、指）] --> C C -- "FAXによる一斉同報" --> D[対象施] C -- "FAXによる一斉同報" --> E[関係部] E -- "電話による状況確認" --> D </pre>	<p>(1) 土砂災害警戒情報の概要 宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報または大雨警報発表中に、大雨により土砂災害発生危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市は東西に分割した地域）ごとに発表される。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の区域 宮城県における警報・注意報の細分区域による。 <u>(資料 4-7「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)</u></p>							
<p>風水害等 災害対策 編 P70</p> <p>第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>8. 要配慮者利用施設等への情報伝達</p> <p>水防法第15条及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第8条に基づき、要配慮者利用施設等への情報伝達を行う。</p> <p>(1) 水防法第15条に基づく情報伝達</p> <p>地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。なお、伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>ア 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="1509 1618 2579 1806"> <thead> <tr> <th>対象区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下街等</td> <td>建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、同令別表第1(5)ロ、(6)ロ、ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者施設</td> <td>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、</td> </tr> </tbody> </table>	対象区分	定義	地下街等	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、同令別表第1(5)ロ、(6)ロ、ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。	要配慮者施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、	<p>項の追加 ※要配慮者施設等に関する情報伝達に関する記載の一本化 (第3項(4)及び第7項から移動)</p>
対象区分	定義								
地下街等	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、同令別表第1(5)ロ、(6)ロ、ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。								
要配慮者施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、								

	小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、特別支援学校
大規模な工場 その他の施設	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万㎡以上のもの。

(資料6-3「水防法第15条第1項第4号の施設の一覧」参照)

イ 伝達する情報と伝達の範囲

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報等	指定河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達	・指定河川洪水予報（洪水予報河川） ・はん濫危険水位（特別警戒水位）到達情報（水位周知河川）
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	避難準備情報、避難勧告、避難指示

(2) 土砂災害防止法第8条に定める施設への情報伝達

要配慮者施設への情報伝達を以下のとおり行う。

ア 対象施設

土砂災害防止法第8条に定める施設とは、防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる次に定める施設とする。

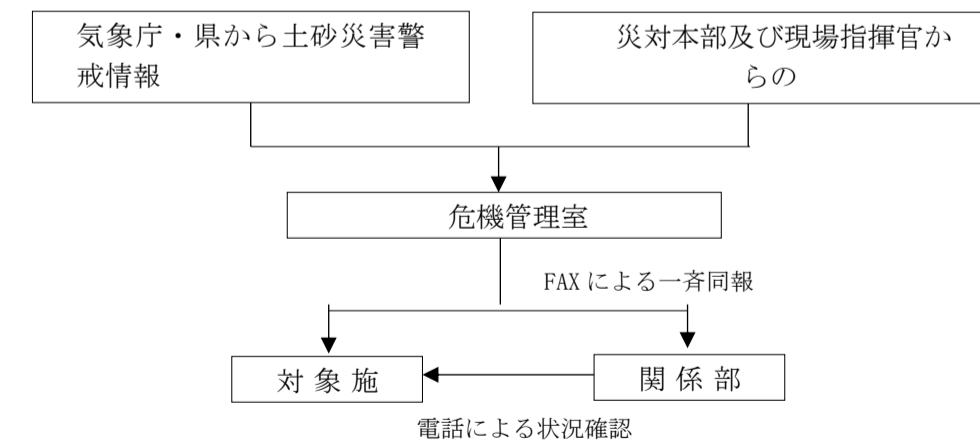
対象区分	定義
要配慮者施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、特別支援学校

(資料6-3-2「土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設の一覧」参照)

イ 伝達する情報と伝達の範囲

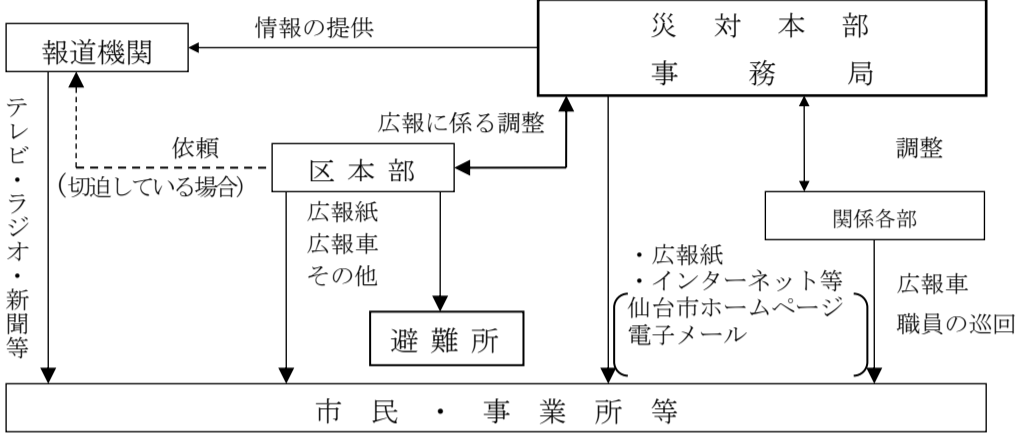
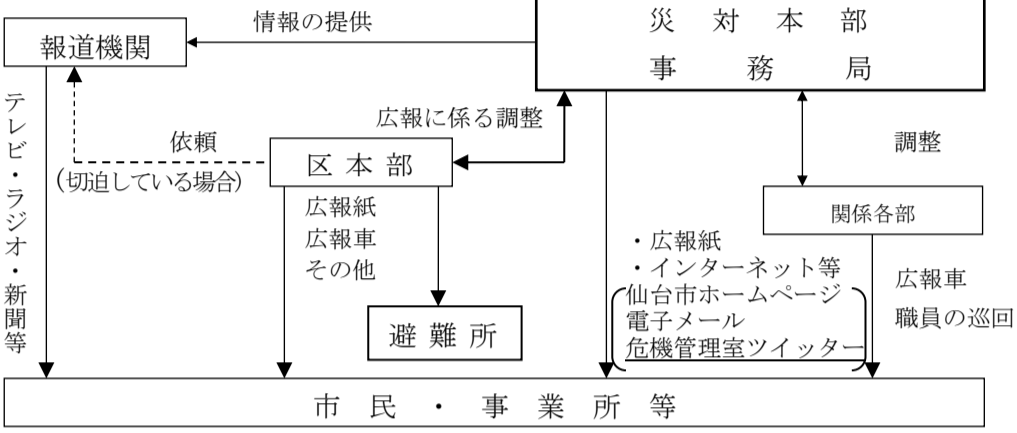
情報区分	伝達範囲	伝達内容
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	土砂災害警戒情報
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	避難準備情報、避難勧告、避難指示

ウ 伝達系統



<p>風水害等 災害対策 編 P71</p> <p>第1部 第2章 第7節 災害情報 の収集伝 達計画</p>	<p>9. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時優先電話 災害時優先電話は、<u>輻輳時の通話制限を受けにくいことから、防災関係機関等の外部機関との連絡に使用する</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常通話及び緊急通話の利用</u> 一般加入電話での通話が困難である場合、<u>災害時優先電話から通話の手動接続を申し込むことにより通話が可能となる。利用方法については、第28節「電気通信施設災害応急計画」(P.173)による。</u></p> <p>(5) <u>無線通信網の利用</u> (略)</p> <p>(6) <u>データ通信網の活用</u> (略)</p> <p>(7) <u>映像伝送システムの活用</u> (略)</p>	<p>10. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時優先電話 災害時優先電話は、<u>重要な通信を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>無線通信網の利用</u> (略)</p> <p>(5) <u>データ通信網の活用</u> (略)</p> <p>(6) <u>映像伝送システムの活用</u> (略)</p>	<p>項番号修正 ※番号繰り下げ</p> <p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p>																								
<p>風水害等 災害対策 編 P75</p> <p>第1部 第2章 第8節 災害広 報・広聴計 画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="347 1120 1210 1591"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する こと ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に 関すること ・その他関係機関との連絡調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策部</td> <td>・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の 支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>・関係部署、機関との連携を通じての、多言語 での災害広報に関する こと ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の 総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に 関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・災害広報及び広聴に関する こと ・市政相談窓口の設置に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する こと ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に 関すること ・その他関係機関との連絡調整に関する こと	まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の 支援に関する こと	市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語 での災害広報に関する こと ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の 総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に 関すること	健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと	区本部	・災害広報及び広聴に関する こと ・市政相談窓口の設置に関する こと	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1530 1120 2393 1591"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・広報紙、市ホームページ等による市民への 災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に 関すること ・記者会見に関する こと ・その他関係機関との連絡調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策部</td> <td>・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信 の支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>・関係部署、機関との連携を通じての、多言 語での災害広報 に関する こと ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・ 移動相談を含む） の総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整 に関する こと</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む） に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・広報紙、市ホームページ等による市民への 災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に 関すること ・記者会見に関する こと ・その他関係機関との連絡調整に関する こと	まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信 の支援に関する こと	市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言 語での災害広報 に関する こと ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・ 移動相談を含む） の総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整 に関する こと	健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと	区本部	・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む） に関する こと	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する こと ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に 関すること ・その他関係機関との連絡調整に関する こと																										
まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の 支援に関する こと																										
市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語 での災害広報に関する こと ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の 総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に 関すること																										
健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと																										
区本部	・災害広報及び広聴に関する こと ・市政相談窓口の設置に関する こと																										
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	・広報紙、市ホームページ等による市民への 災害広報に関する こと ・報道機関への情報の提供及び報道要請に 関すること ・記者会見に関する こと ・その他関係機関との連絡調整に関する こと																										
まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信 の支援に関する こと																										
市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言 語での災害広報 に関する こと ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・ 移動相談を含む） の総括に関する こと ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整 に関する こと																										
健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する こと																										
区本部	・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む） に関する こと																										

<p>風水害等 災害対策 編 P76-78</p> <p>第1部 第2章 第8節 災害広 報・広聴計 画</p>	<p>2. 広報活動 【災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、区本部】</p> <p>災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p>災害時に市民が求める情報は、時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。</p> <p>ア 災害発生直後</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬その他(被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。)</p> <p>イ 生活再開時</p> <p>① ライフラインの被害状況と復旧見込み</p> <p>② 生活必需品の供給状況</p> <p>③ 道路・交通情報</p> <p>④ 医療情報</p> <p>⑤ 教育関連情報</p> <p>⑥ 災害ごみの処理方法</p> <p>⑦ 相談窓口の開設状況</p> <p>⑧ 公共機関(市役所)の通常業務の再開状況</p> <p>⑨ その他(被災地からの情報発信を含む)</p> <p>ウ 復興期</p> <p>① <u>り災証明・義援金関連情報</u></p> <p>② 住宅関連情報</p> <p>③ 各種貸付・融資制度情報</p> <p>④ 各種減免措置等の状況</p> <p>⑤ 復興関連情報</p> <p>⑥ その他(被災地からの情報発信を含む)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携 (略)</p> <p>イ 広報車による広報 (略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p>災対本部事務局は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。</p> <p>広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことのできるなどの</p>	<p>2. 広報活動 【災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、区本部】</p> <p>災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p>災害時に市民が求める情報は、時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。</p> <p>ア 災害発生直後</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬その他(被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。)</p> <p>イ 生活再開時</p> <p>① ライフラインの被害状況と復旧見込み</p> <p>② 生活必需品の供給状況</p> <p>③ 道路・交通情報</p> <p>④ 医療情報</p> <p>⑤ <u>罹災証明関連情報</u></p> <p>⑥ 教育関連情報</p> <p>⑦ 災害ごみの処理方法</p> <p>⑧ 相談窓口の開設状況</p> <p>⑨ 公共機関(市役所)の通常業務の再開状況</p> <p>⑩ その他(被災地からの情報発信を含む)</p> <p>ウ 復興期</p> <p>① 義援金関連情報</p> <p>② 住宅関連情報</p> <p>③ 各種貸付・融資制度情報</p> <p>④ 各種減免措置等の状況</p> <p>⑤ 復興関連情報</p> <p>⑥ その他(被災地からの情報発信を含む)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携 (略)</p> <p>イ 広報車による広報 (略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p>災対本部事務局は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、<u>災害の状況に応じて、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。</u></p> <p>広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことのできるなどの</p>	<p>表現修正 (関係機関意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
--	--	--	---

	<p>長所がある。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしなが ら、的確な広報に努める。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 伝達系統図</p> 	<p>長所がある。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしなが ら、的確な広報に努める。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 伝達系統図</p> 	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																								
<p>風水害等 災害対策 編 P80</p> <p>第1部 第2章 第8節 災害広 報・広聴計 画</p>	<p>3. 広聴相談活動 【市民部・区本部】</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 女性支援センターの設置</p> <p>市民部は、専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推 進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被 災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。</p>	<p>3. 広聴相談活動 【市民部・区本部】</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 女性支援センターの設置</p> <p>市民部は、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして 女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災 女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。</p>	<p>表現修正 (関係各局意見 反映)</p>																								
<p>風水害等 災害対策 編 P87</p> <p>第1部 第2章 第10節 医療救 護・保健・ 防疫計画</p>	<p>5. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】</p> <p>(1) 救護所の設置</p> <p>災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護 所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="362 1400 1186 1624"> <thead> <tr> <th>救 護 所</th> <th>設置者</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護所</td> <td>区本部</td> <td>区役所及び総合支所に設置する。</td> </tr> <tr> <td>避難所内救護所</td> <td>区本部</td> <td>あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。</td> </tr> <tr> <td>現地救護所</td> <td>消防部</td> <td>被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	救 護 所	設置者	設置場所等	応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。	避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。	現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。	<p>5. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】</p> <p>(1) 救護所の設置</p> <p>災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護 所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1545 1400 2369 1624"> <thead> <tr> <th>救 護 所</th> <th>設置者</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護所</td> <td>区本部</td> <td>区役所及び総合支所に設置する。</td> </tr> <tr> <td>避難所内救護所</td> <td>区本部</td> <td>あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。</td> </tr> <tr> <td>現地救護所</td> <td>消防部</td> <td>被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	救 護 所	設置者	設置場所等	応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。	避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。	現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>
救 護 所	設置者	設置場所等																									
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。																									
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。																									
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。																									
救 護 所	設置者	設置場所等																									
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。																									
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。																									
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。																									
<p>風水害等 災害対策 編 P91</p> <p>第1部</p>	<p>9. 在宅療養者の支援 【健康福祉部、区本部】</p> <p>健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めると ともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等も含め、必要な 支援を行う。</p>	<p>9. 在宅療養者の支援 【健康福祉部、区本部】</p> <p>健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めると ともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の受け入れ等も含め、必 要な支援を行う。</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>																								

<p>第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p>また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の<u>収容先医療機関</u>の確保を図る。</p>	<p>また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の<u>受け入れ先医療機関</u>の確保を図る。</p>																									
<p>風水害等災害対策編 P95</p> <p>第1部 第2章 第11節 消防活動計画</p>	<p>3. 消防活動</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防隊等の応援要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応援活動調整班の配置等</p> <p>消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県又は<u>仙台市</u>に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。</p>	<p>3. 消防活動</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防隊等の応援要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応援活動調整班の配置等</p> <p>消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>																								
<p>風水害等災害対策編 P96</p> <p>第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="383 872 1192 1251"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部</td> <td>・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・福祉避難所の開設に係る調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・避難所運営に関すること(指定された班に限る) ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、<u>収容</u>及び救護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市民部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること	健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること	教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること	各部	・避難所運営に関すること(指定された班に限る) ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること	区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、 <u>収容</u> 及び救護に関すること	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1569 872 2378 1251"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部</td> <td>・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・福祉避難所の開設に係る調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・避難所の開設・運営に関すること ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、<u>受け入れ</u>及び救護に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市民部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること	健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること	教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること	各部	・避難所の開設・運営に関すること ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること	区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、 <u>受け入れ</u> 及び救護に関すること	<p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
実施機関	担当業務																										
市民部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること																										
健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること																										
教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること																										
各部	・避難所運営に関すること(指定された班に限る) ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること																										
区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、 <u>収容</u> 及び救護に関すること																										
実施機関	担当業務																										
市民部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること																										
健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること																										
教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所(学校)の開設・運営の支援に関すること																										
各部	・避難所の開設・運営に関すること ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること																										
区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、 <u>受け入れ</u> 及び救護に関すること																										
<p>風水害等災害対策編 P96-98</p> <p>第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容 【各部、区本部】</p> <p>避難者の<u>収容</u>については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難<u>収容</u>を行う。</p> <p>(1) <u>収容対象者</u></p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>避難者の<u>受け入れ</u>については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難<u>受け入れ</u>を行う。</p> <p>(1) <u>受け入れ対象者</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>職員の動員</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報が発表された場合、各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、職員を指定避難所へ派遣する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈土砂災害警戒情報発表時の情報伝達フロー〉</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映</p>																								

(2) 避難所の開設

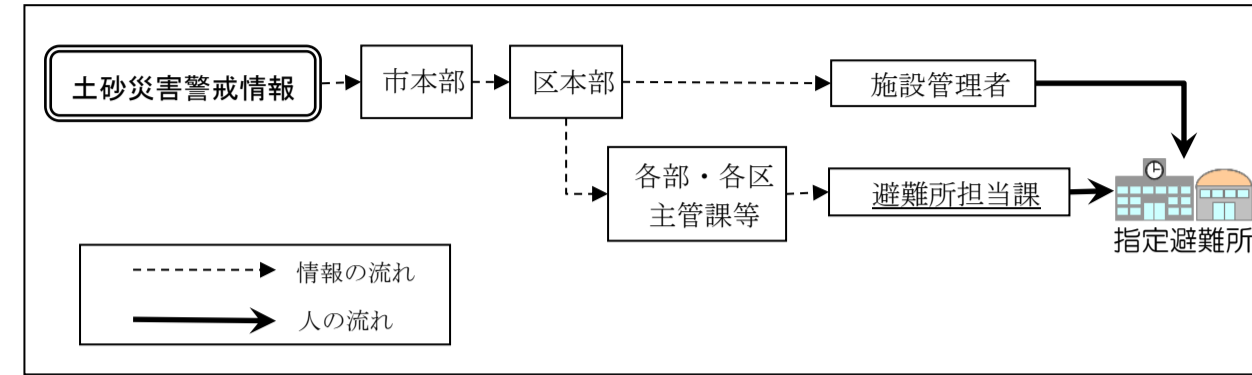
風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

条 件	開 設 方 法
	※本欄において、「市本部」とは、「災害警戒本部又は災害対策本部」のことを、「区本部」とは、「区災害警戒本部又は区災害対策本部」のことをいう。
①河川の水位情報及び土砂災害発生危険度の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	○市本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して区本部から連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設準備を行って、被害、避難状況等を報告させる。 ○避難者が発生した場合は区本部の判断で避難所を開設する。
③その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。
○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)	

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。



(3) 避難所の開設

風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設基準等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

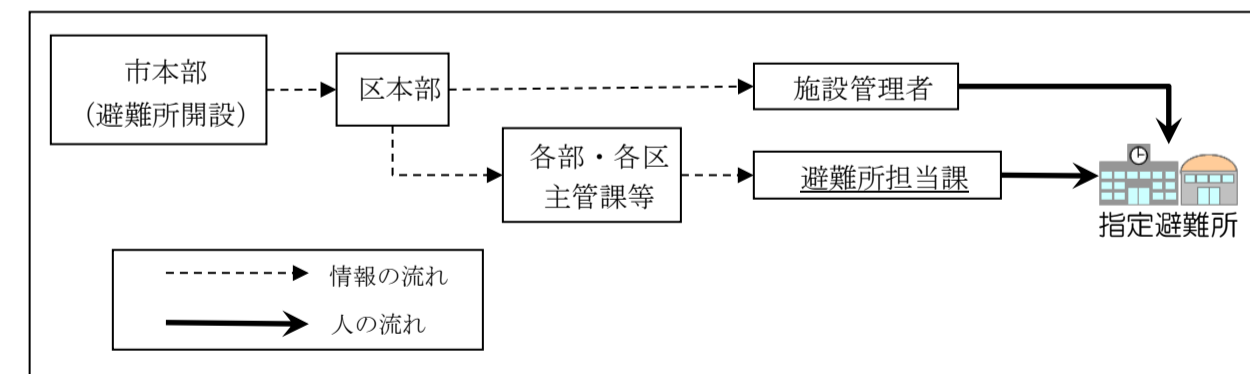
基 準	開 設 者
①河川の水位情報及び土砂災害発生危険度の危険度により避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部
③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部
④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部
○ 上記にかかわらず、避難所担当職員及び施設管理者は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (避難所担当職員：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(5)、施設管理者：第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)参照)	

※指定避難所については、避難準備情報等の避難情報の発令時点において避難所を開設する。

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。

〈市本部による避難所開設情報伝達フロー〉



〈区本部による避難所開設情報伝達フロー〉

平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映

(3) 各部の措置

各部は、開設基準に従い、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所の開設業務に当たらせる。
また、所管施設への避難者の発生、指定避難所からの二次的避難の必要性に伴い、所管施設を避難所として開設する必要がある場合は、災対本部及び施設管理者との連絡等、開設・運営に関する調整を行う。

(4) 区本部の措置

開設基準に基づき、避難勧告等が発令される場合については、災対本部の指示により事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。
また、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡し、状況に応じて避難所開設を決定する。

(5) 避難所担当職員の措置

ア 初動期の措置

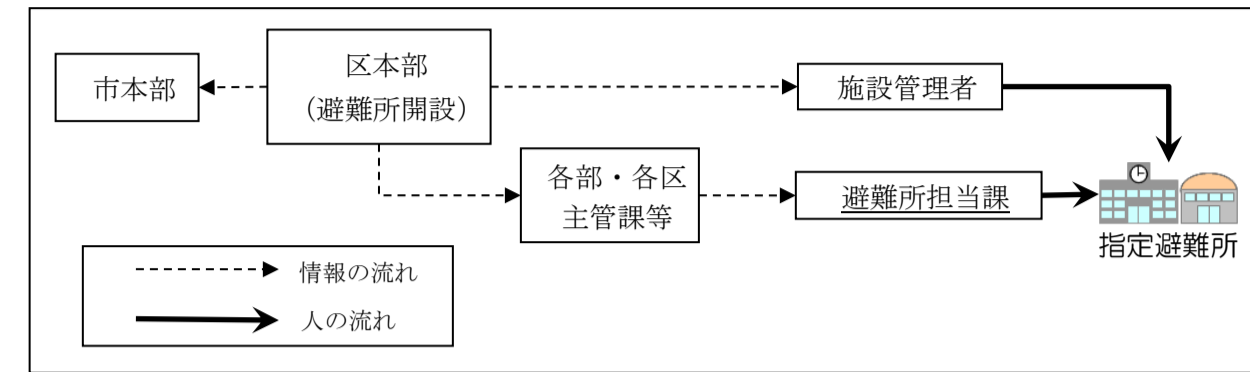
既に避難者が集まっている場合は、施設管理者と協力し安全確認を行った上、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

イ 区本部への報告

施設の被害、避難状況等について、電話、FAX、防災行政用無線等を用いて区本部へ報告を行うものとする。

ウ 避難所の空間配置

避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊



(4) 各部の措置

各部は、区本部からの連絡を受け、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所の開設業務に当たらせる。
また、所管施設への避難者の発生、指定避難所からの二次的避難の必要性に伴い、所管施設を避難所として開設する必要がある場合は、災対本部及び施設管理者との連絡等、開設・運営に関する調整を行う。

(5) 区本部の措置

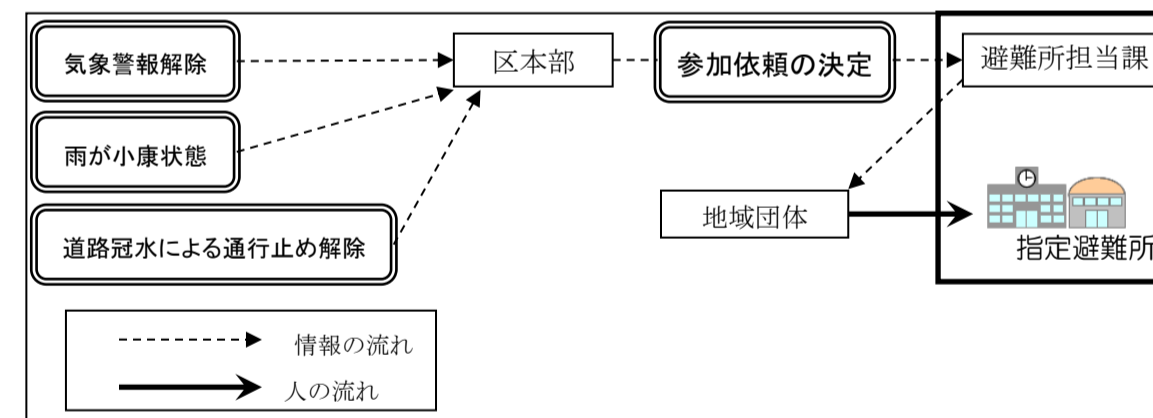
区本部は、開設基準に従い、避難所の施設管理者に連絡を行うとともに、避難所担当職員の派遣について関係各部主管課等へ連絡する。
また、状況に応じて地域団体等への避難所運営への参加を決定する。

(6) 避難所担当職員の措置

ア 地域団体等への連絡

区本部から避難勧告等の発令・解除及び避難所開設・閉鎖の決定の連絡を受けた時や、地域団体等への避難所運営への参加依頼等を受けた時は、直ちにその旨を地域団体等へ連絡する。

<地域団体に避難所運営参加を依頼する場合の例>



イ 初動期の措置

既に避難者が集まっている場合は、施設管理者と協力し安全確認を行った上、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

ウ 区本部への報告

施設の被害、避難状況等について、電話、FAX、防災行政用無線等を用いて区本部へ報告を行うものとする。

エ 避難所の空間配置

平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映

平成27年9月の大雨を踏まえた避難所開設方針の反映

平成27年9月の大雨を踏まえた

	<p><u>重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。</u></p> <p>エ 資機材等の設置 避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。</p> <p>オ 災害時要援護者への配慮 災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.103)による。</p> <p>(6) 施設管理者の措置</p> <p>ア 施設管理者は、<u>区本部から避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。</u></p> <p>イ 避難者が既に集合している状態で、<u>区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</u></p> <p>(7) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握） 避難所を開設したときは、区本部は、直ちにその旨を災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、災対本部事務局に報告する。</p> <p>ア 避難所開設の日時及び場所 イ <u>収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等</u> ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数 エ 周囲の被害状況 オ その他必要な事項</p> <p>なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、更に区本部は、災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、災対本部事務局で集約し、県に報告する。</p> <p>(8) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合） 地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て<u>収容</u>できない場合は、区本部は、災対本部と協議し次の措置を行う。</p> <p>ア 県有施設等への収容 本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。</p> <p>イ 他区の避難所への収容 移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。</p>	<p>避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り地域ごとにスペースを設定するよう配慮する。</p> <p>オ 資機材等の設置 避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。</p> <p>カ 災害時要援護者への配慮 災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)による。</p> <p>(7) 施設管理者の措置</p> <p>ア 施設管理者は、避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。</p> <p>イ 避難者が既に集合している状態で、避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な<u>受け入れ措置</u>を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</p> <p>(8) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握） 避難所を開設したときは、区本部は、直ちにその旨を災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、災対本部事務局に報告する。</p> <p>ア 避難所開設の日時及び場所 イ <u>受け入れ人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等</u> ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数 エ 周囲の被害状況 オ その他必要な事項</p> <p>なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、更に区本部は、災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、災対本部事務局で集約し、県に報告する。</p> <p>(9) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合） 地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て<u>受け入れることができない場合は、</u>区本部は、災対本部と協議し次の措置を行う。</p> <p>ア 県有施設等への受け入れ要請 本部長は、知事又は施設の管理者等に対して<u>避難者の受け入れ要請</u>を行う。</p> <p>イ 他区の避難所への受け入れ 移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。</p>	<p>避難所開設方針の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>防災基本計画の修正の反映</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P100</p>	<p>3. 避難所運営 【関係各部、区本部】 避難所は、<u>連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働して運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難</u></p>	<p>3. 避難所運営 【関係各部、区本部】 <u>避難所担当職員及び施設管理者は、基本的に、避難所周辺の安全が確認された場合で、一定期間避難が継続する見込みがあるとき又は多数の避難者が訪れたときに、連合町内会等の地域団体と協働して避難所を運営す</u></p>	<p>平成27年9月の 大雨を踏まえた</p>

<p>第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。 また、避難所運営では、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。(詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照)</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営委員会組織図〉 (図省略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区本部の措置 区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ災対本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。</p> <p>ア 連絡体制等の確保 (区本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等) (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>⑧水の確保 (衛生班) <u>避難所における断水時の飲料水、生活用水について、以下の方法により確保し、効率的に活用する。</u></p> <p>a. 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用 b. 施設の受水槽の活用 c. <u>非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請</u> d. <u>給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請</u> e. 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p>	<p>るとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。 また、避難所運営では、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。(詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照)</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営委員会組織図〉 (図省略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区本部の措置 区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ災対本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。</p> <p>ア 連絡体制等の確保 (区本部避難所間、特設公衆電話、携帯電話充電器の設置等) (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>⑧水の確保 (衛生班) 断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用する。</p> <p>a. 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用 b. 施設の受水槽の活用 c. <u>災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設し、区本部に報告</u> d. <u>非常用飲料水貯水槽など、その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に要請</u> e. 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水を活用</p>	<p>避難所開設方針の反映</p> <p>表現修正 (関係機関意見反映)</p> <p>内容の適正化 ※災害時給水栓の開設に関する事項の追加</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P107</p> <p>第1部 第2章 第13節 災害時要援護者への対応計画</p>	<p>8. 災害時要援護者の安全確保策 (被害が甚大である場合) 大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン (電気、ガス、水道、下水道など) の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。 医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会や地域団体等における支援活動が可能な状況にあるか、避難所担当職員により至急確認する。 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。 災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。 	<p>8. 災害時要援護者の安全確保策 (被害が甚大である場合) 大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン (電気、ガス、水道、下水道など) の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。 医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会や地域団体等における支援活動が可能な状況にあるか、避難所担当職員により至急確認する。 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。 災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。 	

		<p>・道路等の途絶によるいわゆる孤立集落の場合にあつては、早期解消の必要があることから、国、県、指定公共機関からの連絡により途絶状態又は復旧状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者などの有無の把握に努める。</p>	防災基本計画の修正の反映																								
風水害等災害対策編 P108 第1部 第2章 第14節 物資供給計画	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 食料の供給 【総務部、財政部、健康福祉部、経済部】 (略)</p>	実施機関	担当業務	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事	健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事	経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事	区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 食料の供給 【総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】 (略)</p>	実施機関	担当業務	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事	健康福祉部	・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事	経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事	区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事	<p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
実施機関	担当業務																										
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事																										
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事																										
健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事																										
経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事																										
区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事																										
実施機関	担当業務																										
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事																										
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事																										
健康福祉部	・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事																										
経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事																										
区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事																										
風水害等災害対策編 P115 第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画	<p>3. 道路交通の確保 【市民部、建設部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;"><通行制限、交通規制の実施者と根拠法></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。 (略)</p>	<p>3. 道路交通の確保 【市民部、建設部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;"><通行制限、交通規制の実施者と根拠法></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。 なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、通行を確保する。この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。 また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。 (略)</p>	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (災害対策基本法の改正等の反映)</p>																								
風水害等災害対策編 P116	<p>4. 輸送車両等の確保 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>4. 輸送車両等の確保 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>																									

<p>第1部 第2章 第15節 緊急輸送 計画</p>	<p>(3) 協定に基づく車両等の要請 災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。</p>	<p>(3) 協定に基づく車両等の要請 災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「災害時における物資の輸送協力及び保管等の協力に関する協定」(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。</p>	<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>																																														
<p>風水害等 災害対策 編 P118</p> <p>第1部 第2章 第15節 緊急輸送 計画</p>	<p>5. 空路輸送〔消防部〕</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な箇所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">＜離着陸場一覧＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84</td> </tr> <tr> <td>石積訓練場</td> <td>黒川郡富谷町石積字堀田地内</td> </tr> <tr> <td>大倉牧場訓練場</td> <td>仙台市青葉区大倉字向大倉山 地内</td> </tr> <tr> <td>スプリングバレー訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字岳山 14-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛行場外離着陸場適地</td> <td>宮城県消防学校屋外訓練場</td> <td>仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1</td> </tr> <tr> <td>深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)</td> <td>仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84	石積訓練場	黒川郡富谷町石積字堀田地内	大倉牧場訓練場	仙台市青葉区大倉字向大倉山 地内	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2	飛行場外離着陸場適地	宮城県消防学校屋外訓練場	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1	深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)	仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)		<p>5. 空路輸送〔消防部〕</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な箇所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">＜離着陸場一覧＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1</td> </tr> <tr> <td>石積訓練場</td> <td>黒川郡富谷町石積字堀田地内</td> </tr> <tr> <td>大倉牧場訓練場</td> <td>仙台市青葉区大倉字菫蒲沼</td> </tr> <tr> <td>スプリングバレー訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字岳山 14-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛行場外離着陸場適地</td> <td>宮城県消防学校屋外訓練場</td> <td>仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1</td> </tr> <tr> <td>深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)</td> <td>仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1	石積訓練場	黒川郡富谷町石積字堀田地内	大倉牧場訓練場	仙台市青葉区大倉字菫蒲沼	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2	飛行場外離着陸場適地	宮城県消防学校屋外訓練場	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1	深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)	仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)		<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
区 分	名 称	所 在 地																																															
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																																															
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84																																															
	石積訓練場	黒川郡富谷町石積字堀田地内																																															
	大倉牧場訓練場	仙台市青葉区大倉字向大倉山 地内																																															
	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2																																															
飛行場外離着陸場適地	宮城県消防学校屋外訓練場	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1																																															
	深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)	仙台市若林区荒浜字今切 29-2																																															
飛行場外離着陸場適地	(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)																																																
区 分	名 称	所 在 地																																															
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																																															
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1																																															
	石積訓練場	黒川郡富谷町石積字堀田地内																																															
	大倉牧場訓練場	仙台市青葉区大倉字菫蒲沼																																															
	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2																																															
飛行場外離着陸場適地	宮城県消防学校屋外訓練場	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1																																															
	深沼 (旧仙台市消防ヘリポート)	仙台市若林区荒浜字今切 29-2																																															
飛行場外離着陸場適地	(資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧 (臨時ヘリポート)」参照)																																																
<p>風水害等 災害対策 編 P122</p> <p>第1部 第2章 第16節 廃棄物処 理計画</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、受け入れ世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>																																														
<p>風水害等 災害対策 編 P127</p> <p>第2章 第17節 二次災害 の防止</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実 施 機 関</th> <th style="width: 85%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・農業用施設の保全及びその総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	担 当 業 務	災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事	環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事	経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事	都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実 施 機 関</th> <th style="width: 85%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・農業用施設の保全及びその総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実 施 機 関	担 当 業 務	災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事	環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事	経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事	都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事																											
実 施 機 関	担 当 業 務																																																
災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事																																																
環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事																																																
経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事																																																
都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事																																																
実 施 機 関	担 当 業 務																																																
災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事																																																
環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事 ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関する事																																																
経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事																																																
都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事																																																

		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 			<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事 		<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>																
	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 		建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事 																		
	消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 		消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事 																		
	区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 		区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する事 ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 																		
<p>風水害等 災害対策 編 P132</p> <p>第2章 第17節 二次災害 の防止</p>	<p>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置 【経済部、建設部】</p> <p>(1)～(5) (略)</p>			<p>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置 【経済部、都市整備部、建設部】</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 造成宅地滑動崩落防止施設</u> 都市整備部は、造成宅地滑動崩落防止施設点検実施基準及び造成宅地滑動崩落防止施設点検要領に基づき点検、変位観測等を行う。その後、応急措置等必要な措置を講ずる。</p>			<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>																
<p>風水害等 災害対策 編 P135</p> <p>第1部 第2章 第18節 災害支援 活動のサ ポート</p>	<p>4. 専門ボランティアの受入れ 【市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部】</p> <p>専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。</p> <table border="1" data-bbox="344 1357 1192 1802"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市災害時言語ボランティア (市民部)</td> <td>仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)</td> </tr> <tr> <td>障害者災害時ボランティア (健康福祉部)</td> <td>仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療ボランティア (健康福祉部)</td> <td>健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	主 な 対 応 内 容	仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)	障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。	医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時	<p>4. 専門ボランティアの受入れ 【市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部】</p> <p>専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。</p> <table border="1" data-bbox="1527 1357 2375 1802"> <thead> <tr> <th>区 分 (担当部)</th> <th>主 な 対 応 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市災害時言語ボランティア (市民部)</td> <td>仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)</td> </tr> <tr> <td>障害者災害時ボランティア (健康福祉部)</td> <td>仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療ボランティア (健康福祉部)</td> <td>健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時</td> </tr> </tbody> </table>			区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容	仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)	障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。	医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時	
区 分	主 な 対 応 内 容																						
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)																						
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。																						
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時																						
区 分 (担当部)	主 な 対 応 内 容																						
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)																						
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。																						
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時																						

		<p>医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。</p> <p>被災建築物応急危険度判定士（都市整備部） 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。</p> <p>被災宅地危険度判定士（都市整備部） 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。</p> <p>仙台市災害時消防支援協力員（消防部） 登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。</p> <p>仙台市水道局退職者応援隊（水道部） 登録者は、震度6弱以上を観測する地震等の大規模災害が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、あらかじめ指定された場所で水道部の行う応急給水活動の支援等を行う。</p> <p>仙台市職員退職者団体連合会（消防部） 登録者は、災害時に避難所が開設されたときは、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。</p>			<p>医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。</p> <p>被災建築物応急危険度判定士（都市整備部） 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。</p> <p>被災宅地危険度判定士（都市整備部） 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。</p> <p>仙台市災害時消防支援協力員（消防部） 登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。</p> <p>仙台市水道局退職者応援隊（水道部） 登録者は、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、災害時給水栓の立ち上げ作業を行うなど、災害対応業務において、水道部の支援を行う。</p> <p>仙台市職員退職者団体連合会（危機管理室） 登録者は、災害時に避難所が開設されたときは、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。</p>	<p>内容の適正化 ※災害時給水栓の開設に関する事項の追加</p>
<p>地震・津波災害対策編 P137</p> <p>第2章 第19節 燃料確保・供給計画</p>	<p>(新規追加)</p>	<p>2. 平常時の燃料残量の適切な管理</p> <p>各部及び区本部は、所管する公用車両の燃料残量がおおむね半分となった場合、または所管する施設の燃料残量が一定以下となった場合は燃料の補給を行い、残量の適切な管理に努める。</p>		<p>項目の追加</p>		
<p>地震・津波災害対策編 P138-139</p> <p>第2章 第19節 燃料確保・供給計画</p>	<p>3. 燃料供給ルートの確保</p> <p>各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 協定に基づく要請 以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。 ア～イ (略) ウ「<u>災害等における燃料等の供給協力に関する協定書</u>」 (締結先：宮城県石油商業協同組合) (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p>	<p>4. 燃料供給ルートの確保</p> <p>各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 協定に基づく要請 以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。 ア～イ (略) ウ「<u>災害時におけるバス車両用燃料等の供給協力に関する協定</u>」 (締結先：宮城県石油商業協同組合) (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p><u>(4) 消防局災害対応自家給油取扱所における公用車両の緊急給油</u></p>		<p>内容の適正化 (関係各局意見反映)</p>		

	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 燃料確保・供給の流れ 公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。</p> <p>① 公用車用燃料</p> <p>凡例： → 要請 ↔ 情報共有 ⇨ 燃料供給</p>	<p>災害本部特別班は、協定締結先からの燃料供給等によっても公用車用燃料が不足する場合、仙台市消防局災害対応自家給油取扱所（以下「自家給」という。）での緊急給油について次により消防部と調整を行い、各部・区本部に情報提供を行う。</p> <p>ア 給油の可否及び給油可能量の確認 災害本部特別班は、消防部へ自家給燃料の残量や消防車両の運用状況を確認し、公用車両への給油可否を決定する。</p> <p>イ 給油対象車両の指定 災害本部特別班は、別に定める優先順位に基づき給油対象車両の範囲を決定し、給油先自家給、給油時間等を指定して各部・区本部に情報提供を行う。</p> <p>ウ 給油調整員の派遣 災害本部特別班は、公用車両への自家給での緊急給油を行う場合、当該自家給に給油調整員を派遣する。 (資料〇「(仮)大規模災害時における公用車両の給油優先順位」)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 燃料確保・供給の流れ 公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。</p> <p>① 公用車用燃料</p> <p>凡例： → 要請 ↔ 情報共有 ⇨ 燃料供給</p>	<p>内容の適正化 ※災害対応自家給油取扱所に関する事項の追加</p>				
<p>風水害等災害対策編 P140</p> <p>第1部 第2章 第20節 災害救助法適用計</p>	<p>本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="362 1649 1387 1694"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	<p>本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1578 1649 2540 1694"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	<p>内容の適正化 ※災害対応自家給油取扱所に関する事項の追加</p>
実施機関	担当業務						
実施機関	担当業務						

画	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること 		健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること ・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること 	内容の適正化 (関係各局意見反映)	
風水害等災害対策編 P144 第1部 第2章 第21節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。			3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄等の処理を葬祭業者等に委託する。			表現修正 (関係部局意見反映)
風水害等災害対策編 P154 第1部 第2章 第22節 応援協力要請(受援)計画	4. 自衛隊に対する災害派遣要請 (1)～(8) (略) (9) 経費の負担 自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。 ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料 (略)			4. 自衛隊に対する災害派遣要請 (1)～(8) (略) (9) 経費の負担 自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。 ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通話料 (略)			表現修正 (関係機関意見反映)
風水害等災害対策編 P158 第1部 第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画	2. 交通規制及び交通秩序の維持 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。 (1) (略) (2) 交通規制 ア (略) イ 緊急交通路確保のための措置 ① 交通管制施設の活用 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。 ② 放置車両の撤去 緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。 ③ 運転者に対する措置命令			2. 交通規制及び交通秩序の維持 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。 (1) (略) (2) 交通規制 ア (略) イ 緊急交通路確保のための措置 ① 交通管制施設の活用 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。 ② 放置車両等の撤去 緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。 ③ 運転者に対する措置命令			防災基本計画の修正の反映

	<p>緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。</p> <p>④ 障害物の除去 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>⑤ 関係機関との連携 交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p>	<p>緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。</p> <p>④ 障害物の除去 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>⑤ 関係機関との連携 交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p>	
<p>風水害等 災害対策 編 P162-164</p> <p>第1部 第2章 第25節 文教対策 計画</p>	<p>1. 学校の対策</p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>ア 学校災害対策本部の設置 市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。 学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[本部長（校長）] --- B[総務班] A --- C[避難誘導班] A --- D[救護班] A --- E[巡視・応急復旧班] A --- F[搬出班] A --- G[避難所開設運営支援班 (学校が避難所となった場合)] </pre> </div> <p>イ 在校時 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生することも想定して事前指導を行うとともに、万が一発生したときは、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策</p> <p>① 校長は、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案の上、避難所担当課及び地域団体等と連携・協力の下、避難所開設を行う。</p> <p>② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</p>	<p>1. 学校の対策</p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>ア 学校災害対策本部の設置 市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。 学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[本部長（校長）] --- B[総務班] A --- C[安全支援班] A --- D[救護班] A --- E[巡視・応急復旧班] A --- F[搬出班] A --- G[避難所開設運営支援班 (学校が避難所となった場合)] </pre> </div> <p>イ 在校時 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生することも想定して事前指導を行うとともに、<u>最新の気象情報を収集し、実施の適否を判断する。</u>活動中に災害が万が一発生したときは、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策</p> <p>① 校長は、<u>市本部又は区本部</u>から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案の上、避難所担当課と連携・協力の下、避難所開設を行う。</p> <p>② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p> <p>表現修正 (関係部局意見 反映)</p> <p>防災基本計画の</p>

	<p>③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。</p> <p>(2) 災害時の応急対策 教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 児童生徒の心のケア 教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーや臨床心理士等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。</p>	<p>入れ措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</p> <p>③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。</p> <p>(2) 災害時の応急対策 教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 児童生徒の心のケア 教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神科医等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。</p>	<p>修正の反映</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>																																																			
<p>風水害等災害対策編 P167-168</p> <p>第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画</p>	<p>3. 応急給水計画 [水道部]</p> <p>(1) 応急給水方法 応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓・仮設水槽による給水</p> <p>(2) 重要施設と優先順位 応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。 特に大規模災害発生時の被災初期段階では、<u>他都市からの応援が期待できず、給水車の台数に制約が生じる</u>ことから、健康福祉部や区本部との連絡を密に取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。</p> <p>(3) 応急給水用資機材</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3台</td> <td>2 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>3 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>4 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6基</td> <td>2 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>28基</td> <td>1 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td>1,700個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>20,000枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>仮設水槽</td> <td>16基</td> <td>1 m³</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	2台	3 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	1台	4 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6基	2 m ³ タンク	28基	1 m ³ タンク	ポリ携行缶	1,700個	20 ℓ	ポリ袋	20,000枚	6 ℓ	仮設水槽	16基	1 m ³	<p>3. 応急給水計画 [水道部]</p> <p>(1) 応急給水方法 応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・仮設水槽による給水</p> <p>(2) 重要施設と優先順位 応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。 特に大規模災害発生時の被災初期段階では、<u>給水車の台数が不足することから、健康福祉部や区本部との連絡を取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。</u></p> <p>(3) 応急給水用資機材</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3台</td> <td>2 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>3 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>4 m³ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6基</td> <td>2 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>28基</td> <td>1 m³タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td>64基</td> <td>1 m³</td> </tr> <tr> <td>キャンパス製仮設水槽</td> <td>16基</td> <td>1 m³</td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td>20,000枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td>1,700個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	2台	3 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	1台	4 m ³ ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6基	2 m ³ タンク	28基	1 m ³ タンク	組立式仮設水槽	64基	1 m ³	キャンパス製仮設水槽	16基	1 m ³	ポリ給水袋	20,000枚	6 ℓ	ポリ携行缶	1,700個	20 ℓ	<p>表現修正 (関係部局意見反映)</p> <p>内容の適正化 (関係部局意見反映)</p>
品名	数量	容量等																																																				
給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	2台	3 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	1台	4 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
アルミタンク	6基	2 m ³ タンク																																																				
	28基	1 m ³ タンク																																																				
ポリ携行缶	1,700個	20 ℓ																																																				
ポリ袋	20,000枚	6 ℓ																																																				
仮設水槽	16基	1 m ³																																																				
品名	数量	容量等																																																				
給水タンク車	3台	2 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	2台	3 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	1台	4 m ³ ローリー車 (圧送可能型)																																																				
アルミタンク	6基	2 m ³ タンク																																																				
	28基	1 m ³ タンク																																																				
組立式仮設水槽	64基	1 m ³																																																				
キャンパス製仮設水槽	16基	1 m ³																																																				
ポリ給水袋	20,000枚	6 ℓ																																																				
ポリ携行缶	1,700個	20 ℓ																																																				

<p>風水害等 災害対策 編 P170</p> <p>第1部 第2章 第26節 応急給 水・水道復 旧計画</p>	<p>8. 応急給水補完対策 【環境部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 10 月 15 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>100</td> <td>44</td> <td>49</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>251</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-20「災害応急用井戸登録事業者一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	100	44	49	35	23	251	<p>8. 応急給水補完対策 【環境部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 10 月 末日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>137</td> <td>45</td> <td>49</td> <td>34</td> <td>24</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-20「災害応急用井戸登録事業者一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	137	45	49	34	24	289	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	100	44	49	35	23	251																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	137	45	49	34	24	289																									
<p>風水害等 災害対策 編 P174</p> <p>第1部 第2章 第29節 ガス施設 災害応急 計画</p>	<p>1. 災害時の要員確保</p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人(平成 26 年 10 月現在 118 社)へ応援を要請する。</p>	<p>1. 災害時の要員確保</p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人(平成 27 年 10 月現在 117 社)へ応援を要請する。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																												
<p>風水害等 災害対策 編 P178</p> <p>第1部 第2章 第31節 交通施設 災害応急 計画</p>	<p>1. 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。</p> <p>また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、<u>高速電車部</u>及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策に当たる。</p>	<p>1. 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。</p> <p>また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、<u>鉄道管理部</u>、<u>鉄道技術部</u>及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策に当たる。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																												
<p>風水害等 災害対策 編 P183</p> <p>第1部 第2章 第33節 交通施設 災害応急</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること																	
実施機関	担当業務																														
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること																														
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること																														
実施機関	担当業務																														
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関すること																														
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること																														

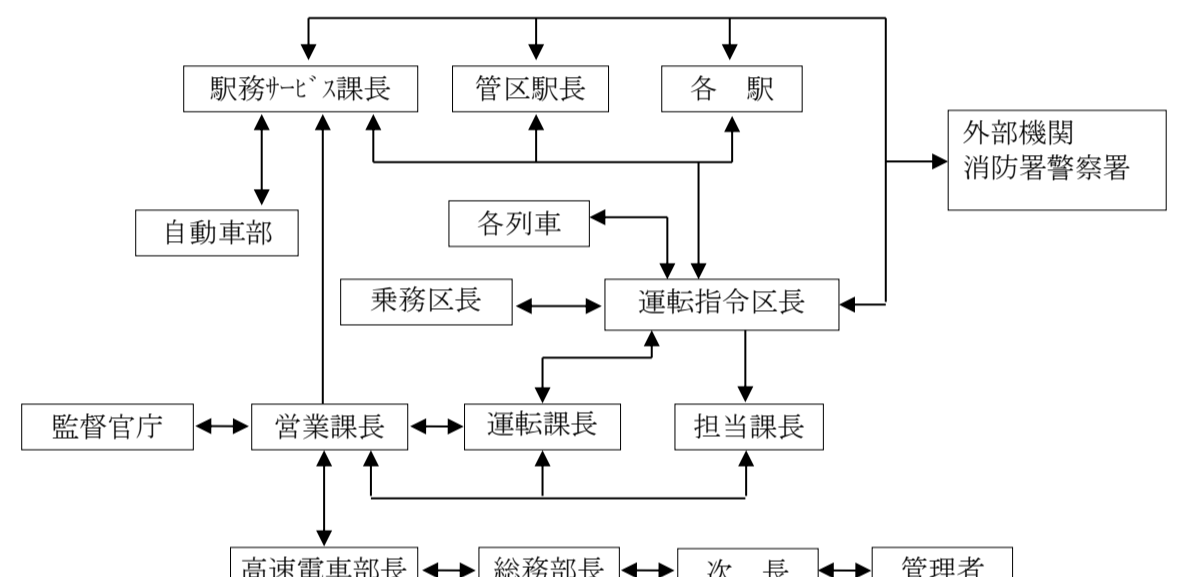
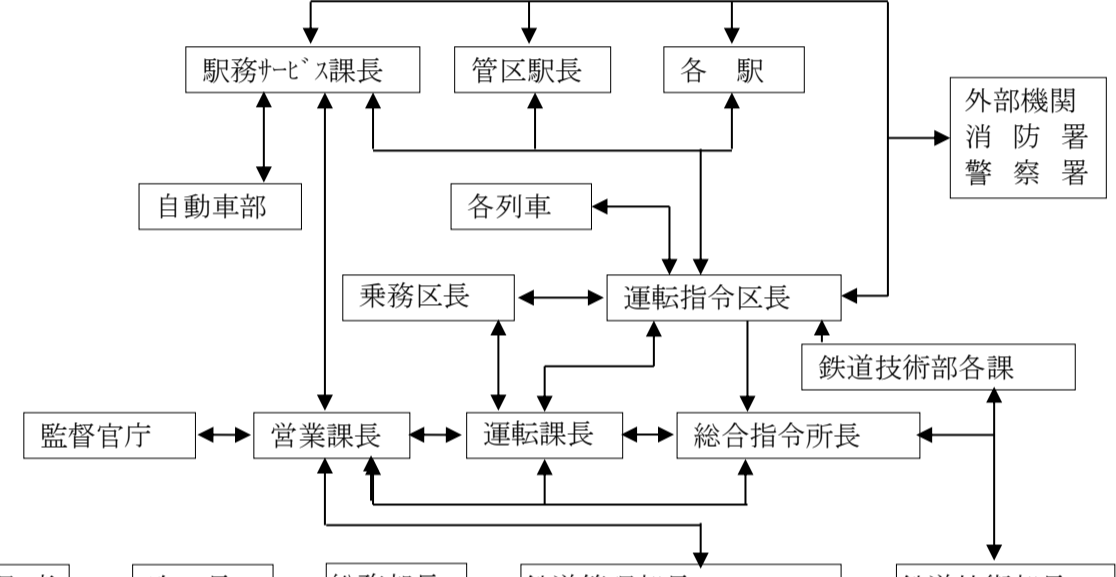
計画	市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事		市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事		内容の適正化 (関係部局意見 反映)															
	健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する事		健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する事																	
	(以下表省略)			(以下表省略)																		
風水害等 災害対策 編 P196-197 第1部 第2章 第35節 民生安定 のための 緊急措置 に関する 計画	3. 生活復興支援資金の貸付【仙台市社会福祉協議会】 震災により被災し、 <u>り災証明</u> 、 <u>り災届出証明書</u> の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。			3. 生活復興支援資金の貸付【仙台市社会福祉協議会】 震災により被災し、 <u>罹災証明</u> 、 <u>罹災届出証明書</u> の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。			内容の適正化 (関係部局意見 反映)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※<u>り災証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※<u>貸付内容</u>により、<u>り災証明書</u>、<u>り災届出証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※<u>り災証明書</u>が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対 象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先)</p> <p>(2) 利 率：年1.5% ※保証人を立てる場合は無利子</p> <p>(3) 据置期間：2年以内</p> <p>(4) 償還期間：据置期間経過後20年以内で借入金額により設定</p>			種 類	内 容	一時生活支援費 (当面の生活費)		月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>り災証明書</u> が必要	生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>貸付内容</u> により、 <u>り災証明書</u> 、 <u>り災届出証明書</u> が必要	住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※ <u>り災証明書</u> が必要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※<u>罹災証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※<u>罹災証明書</u>、<u>罹災届出証明書</u>が必要 ※<u>貸付内容</u>により、被災証明書も必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※<u>罹災証明書</u>が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対 象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先)</p> <p>(2) 利 率：年1.5% ※<u>連帯保証人</u>を立てる場合は無利子</p> <p>(3) 据置期間：2年以内</p> <p>(4) 償還期間：据置期間経過後20年以内で借入金額により設定</p>			種 類	内 容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>罹災証明書</u> が必要	生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>罹災証明書</u> 、 <u>罹災届出証明書</u> が必要 ※ <u>貸付内容</u> により、被災証明書も必要	住宅補修費
種 類	内 容																					
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>り災証明書</u> が必要																					
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>貸付内容</u> により、 <u>り災証明書</u> 、 <u>り災届出証明書</u> が必要																					
住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※ <u>り災証明書</u> が必要																					
種 類	内 容																					
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>罹災証明書</u> が必要																					
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>罹災証明書</u> 、 <u>罹災届出証明書</u> が必要 ※ <u>貸付内容</u> により、被災証明書も必要																					
住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※ <u>罹災証明書</u> が必要																					
	4. 社会福祉資金の貸付【仙台市社会福祉協議会】 災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、 <u>各区社会福祉協議会事務局</u> に行う。			4. 社会福祉資金の貸付【仙台市社会福祉協議会】 災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、 <u>社会福祉協議会各区事務所</u> に行う。			内容の適正化 (関係部局意見 反映)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	貸付限度額	利 子		貸付期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) <u>対 象</u> 市内に6か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯</p> <p>(2) <u>保証人</u> 1名要(市内在住で、独立生計を営んでいる方)</p>			名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子
名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間																			
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																			
名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間																			
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																			
	5. 母子及び寡婦福祉資金の貸付【子供未来部、区本部】 災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申込み			5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【子供未来部、区本部】 災害により被害を受けた母子・父子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。			内容の適正化 (関係部局意見 反映)															

	は、各区家庭健康課へ行う。(貸付を受ける場合は、保証人が必要)	申込みは、各区家庭健康課へ行う。(貸付を受ける場合は、保証人が必要)	
風水害等 災害対策 編 P201 第1部 第2章 第35節 民生安定 のための 緊急措置 に関する 計画	<p>12. 保育所保育料の減免 【子供未来部、区本部】</p> <p>災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、<u>仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第90号)</u>の定めるところにより、発災の当月から6月間保育料を減免することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>12. 保育施設等保育料の減免 【子供未来部、区本部】</p> <p>災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、<u>仙台市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第2号)</u>の定めるところにより、発災の当月から6月間保育料を減免することができる。</p> <p>(略)</p>	内容の適正化 (関係部局意見 反映)
風水害等 災害対策 編 P205 第1部 第2章 第35節 民生安定 のための 緊急措置 に関する 計画	<p>24. <u>り災証明書の発行</u> 【財政部、消防部、区本部】</p> <p>災害対策基本法第90条の2の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、<u>災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要な住家及び非住家(以下「住家等」という。)</u>について被害の状況を調査し、市長・<u>消防署長が確認できる被害についてり災証明書を発行する。</u></p> <p><u>(1) り災証明事項</u> り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部<u>破損</u>、流出、床上浸水及び床下浸水の証明を行う。</p> <p><u>(2) り災証明者</u> <u>災対本部が設置された場合におけるり災証明は、市長が行う。</u> <u>ただし、災対本部が設置されない場合のり災証明及び災対本部の設置の有無にかかわらず、火災によるり災証明は、対象となる住家等が所在する管轄消防署長が行う。</u></p> <p><u>(3) 被災程度の判定</u> 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月改定 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)) (以下、「運用指針」という。)に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。 なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</p> <p><u>(4) 「り災証明書」発行体制等について</u> <u>り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。</u> <u>ア 災対本部設置時の災害に伴うり災証明書(火災を除く)</u> 受付、入力区本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。 <u>イ ア以外のり災証明書</u> <u>消防部が主体となって実施する。</u></p>	<p>24. <u>罹災証明書等の発行</u> 【財政部、消防部、区本部】</p> <p><u>(1) 罹災証明書(火災以外の原因に起因するもの)</u> 災害対策基本法第90条の2の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、住家及び非住家(以下「住家等」という。)について被害の状況を調査し、市長が確認できる被害について<u>罹災証明書を発行する。</u> ※ 以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制以下の場合「局」「区役所」と読み替えるものとする。</p> <p><u>ア 証明内容</u> 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部<u>損壊</u>、流出、床上浸水及び床下浸水と<u>いった被害程度の証明</u>を行う。</p> <p><u>イ 判定基準</u> 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月改定 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)) (以下「運用指針」という。)に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。 なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</p> <p><u>ウ 発行体制</u> 受付、入力区本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。</p>	内容の適正化 ※(1)火災以外 の原因に起因 するものと、 (2)火災に起 因するものに分 けて整理

	<p>(5) 「<u>り災届出証明書</u>」の発行について</p> <p><u>り災届出証明書は次の場合に発行する。</u></p> <p>ア <u>災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて届出がなされた場合（火災を除く）</u></p> <p>イ <u>住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて届出がなされた場合</u></p>	<p>(2) <u>罹災証明書（火災に起因するもの）</u></p> <p><u>消防法第31条の規定により実施する火災調査に基づき、災害対策基本法第90条の2の規定により、消防署長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。</u></p> <p>ア 証明内容</p> <p><u>罹災証明は、火災により被害を受けたすべての物件について、被害の状況に関する証明を行うとともに、住家等については被災程度（全焼・半焼等）の証明を行う。</u></p> <p>イ 判定基準</p> <p><u>前期(1)イ及び「火災報告取扱要領」（平成6年4月21日消防第100号消防庁長官）に規定されている認定基準に基づき調査及び判定を行う。</u></p> <p>ウ 発行体制</p> <p><u>罹災物件が所在する管轄消防署が受付、発行事務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>罹災届出証明書</u></p> <p><u>次に掲げるものを証する書面として罹災届出証明書を発行する。</u></p> <p>ア <u>災害により住家等以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出がなされたこと</u></p> <p>イ <u>罹災証明に係る申請を受け付けたこと</u></p>	
<p>風水害等 災害対策 編 P233</p> <p>第2部 第4節 鉄道災害 対策</p>	<p style="text-align: center;">第2 鉄道災害の応急対策〔各鉄道事業者、関係局区、宮城県警察本部〕</p> <p>1. 組織・動員</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急活動計画</p> <p>鉄道災害の応急活動については、各鉄道事業者、仙台市、警察等関係機関が災害の内容・規模等の情報を共有し所要の活動体制を確立するとともに、役割分担に基づき、人命の救助・救急活動、消火活動、二次災害の防止等を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関の災害応急活動分担</p> <p>下記のとおり役割分担を行い、災害応急活動を効率的に行う。</p> <p>(表省略)</p> <p>※ ○印は本務、△印は必要又は要請に応じての活動を示す。</p> <p>〈主な応急活動〉</p> <p>次の活動の他、各鉄道事業者の個別の応急活動については、本節第3-1から第3-4に別途記載する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 被災者の一時収容又は住民等の一時避難</p> <p>ア 現地本部長は、列車の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、速やかに災対本部に報告する。区本部は、指定避難場</p>	<p style="text-align: center;">第2 鉄道災害の応急対策〔各鉄道事業者、関係局区、宮城県警察本部〕</p> <p>1. 組織・動員</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急活動計画</p> <p>鉄道災害の応急活動については、各鉄道事業者、仙台市、警察等関係機関が災害の内容・規模等の情報を共有し所要の活動体制を確立するとともに、役割分担に基づき、人命の救助・救急活動、消火活動、二次災害の防止等を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関の災害応急活動分担</p> <p>下記のとおり役割分担を行い、災害応急活動を効率的に行う。</p> <p>(表省略)</p> <p>※ ○印は本務、△印は必要又は要請に応じての活動を示す。</p> <p>〈主な応急活動〉</p> <p>次の活動の他、各鉄道事業者の個別の応急活動については、本節第3-1から第3-4に別途記載する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 被災者の一時受け入れ又は住民等の一時避難</p> <p>ア 現地本部長は、列車の乗客等多数の被災者の一時受け入れ又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、速やかに災対本部に報告する。区本部は、指定避</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>

	<p>所等に避難させるとともに、避難誘導や被災者等に対する必要物資等の手配を行うものとする。</p> <p>イ 災対本部は必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>難場所等に避難させるとともに、避難誘導や被災者等に対する必要物資等の手配を行うものとする。</p> <p>イ 災対本部は必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	
<p>風水害等 災害対策 編 P234</p> <p>第2部 第4節 鉄道災害 対策</p>	<p>第3-1 各鉄道事業者の鉄道災害対策： 仙台市高速鉄道南北線〔仙台市交通局〕</p> <p>1. 施設の現況</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害の予防</p> <p>(1) 安全管理に係る情報の収集・伝達と事故防止の啓発</p> <p>鉄道施設内に風速計及び地震計を設置しているほか、緊急地震速報並びに各種の気象情報（注意報・警報）については、仙台管区気象台からEメール及びファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を一元的に管理しているほか、定期的に駅務員による巡視等を実施している。</p> <p>事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、<u>高速電車部全体の総合防災訓練</u>を実施している。</p>	<p>第3-1 各鉄道事業者の鉄道災害対策： 仙台市高速鉄道南北線・東西線〔仙台市交通局〕</p> <p>1. 施設の現況</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害の予防</p> <p>(1) 安全管理に係る情報の収集・伝達と事故防止の啓発</p> <p>鉄道施設内に風速計及び地震計を設置しているほか、緊急地震速報は、<u>配信業者から衛星回線及びインターネット回線で情報を受信している。また、各種の気象情報（注意報・警報）については、仙台管区気象台からのEメール及び気象業務支援センターからFAXで総合指令所に送信されることとなっている。また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を一元的に管理しているほか、定期的に駅務員による巡視等を実施している。</u></p> <p>事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、<u>鉄道管理部・鉄道技術部合同による総合防災訓練</u>を実施している。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P235</p> <p>第2部</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) 防災管理組織</p> <p>災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、<u>高速電車部現場災害対策本部</u>を設置する。</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) 防災管理組織</p> <p>災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、<u>鉄道管理部・鉄道技術部それぞれに現場災害対策本部</u>を設置する。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見)</p>

<p>第4節 鉄道災害 対策</p>	<p>ア 組織（仙台市交通局災害対策要綱による3号配備指令時）</p>	<p>ア 組織（仙台市交通局災害対策要綱による3号配備指令時）</p>	<p>反映)</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P236</p> <p>第2部 第4節 鉄道災害 対策</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) 防災管理組織 災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、鉄道管理部・鉄道技術部それぞれに現場災害対策本部を設置する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 任務分担</p> <p>① 高速電車営業対策部</p> <p>a. 情報連絡班 ・ 配備要員の招集、各部、各班及び関係機関との連絡調整並びに被害状況等の報告に関すること</p> <p>b. 営業対策班 (略)</p> <p>c. 輸送対策班 ・ 災害状況等の情報収集及び連絡に関すること</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) 防災管理組織 災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、鉄道管理部・鉄道技術部それぞれに現場災害対策本部を設置する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 任務分担</p> <p>① 鉄道管理部現場災害対策本部</p> <p>a. 情報連絡班 ・ 配備要員の招集、各部、各班及び関係機関との連絡調整、報告書の作成、報道機関に対する広報業務並びに被害状況等の報告に関すること</p> <p>b. 営業対策班 (略)</p> <p>c. 輸送対策班</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の輸送対策に関すること ・電力確保のうち電力運用に関すること <p>② 高速電車施設対策部</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等の情報収集及び連絡に関すること ・災害時の輸送対策に関すること ・乗客の救護に関すること ・電力確保のうち電力運用に関すること <p>② 鉄道技術部現場災害対策本部</p> <p>(略)</p>	
<p>風水害等 災害対策 編 P237</p> <p>第2部 第4節 鉄道災害 対策</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通報連絡</p> <p style="text-align: center;"><災害時の緊急連絡体制></p>  <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通報連絡</p> <p style="text-align: center;"><災害時の緊急連絡体制></p>  <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P245</p> <p>第2部 第6節 大規模火 災対策</p>	<p style="text-align: center;">第1 大規模火災の予防対策〔都市整備局、建設局、消防局〕</p> <p>1. 火災に強いまちづくり〔都市整備局、建設局〕</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 公園整備事業 (建設局)</p> <p>都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。</p> <p>また、地震、風水害等の大災害時には、上記機能のみでなく火災の延焼防止、応急仮設住宅の建設用地、<u>ゴミ</u>・がれきの一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースならではの機能も発揮している。</p> <p>このように、防災上の観点からも身近な公園の有為性が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園の整備を進めていく。</p>	<p style="text-align: center;">第1 大規模火災の予防対策〔都市整備局、建設局、消防局〕</p> <p>1. 火災に強いまちづくり〔都市整備局、建設局〕</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 公園整備事業 (建設局)</p> <p>都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。</p> <p>また、地震、風水害等の大災害時には、上記機能のみでなく火災の延焼防止、応急仮設住宅の建設用地、<u>ごみ</u>・がれきの一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースならではの機能も発揮している。</p> <p>このように、防災上の観点からも身近な公園の<u>果たす</u>役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園の整備を進めていく。</p>	<p>表現修正 (関係部局意見 反映)</p>

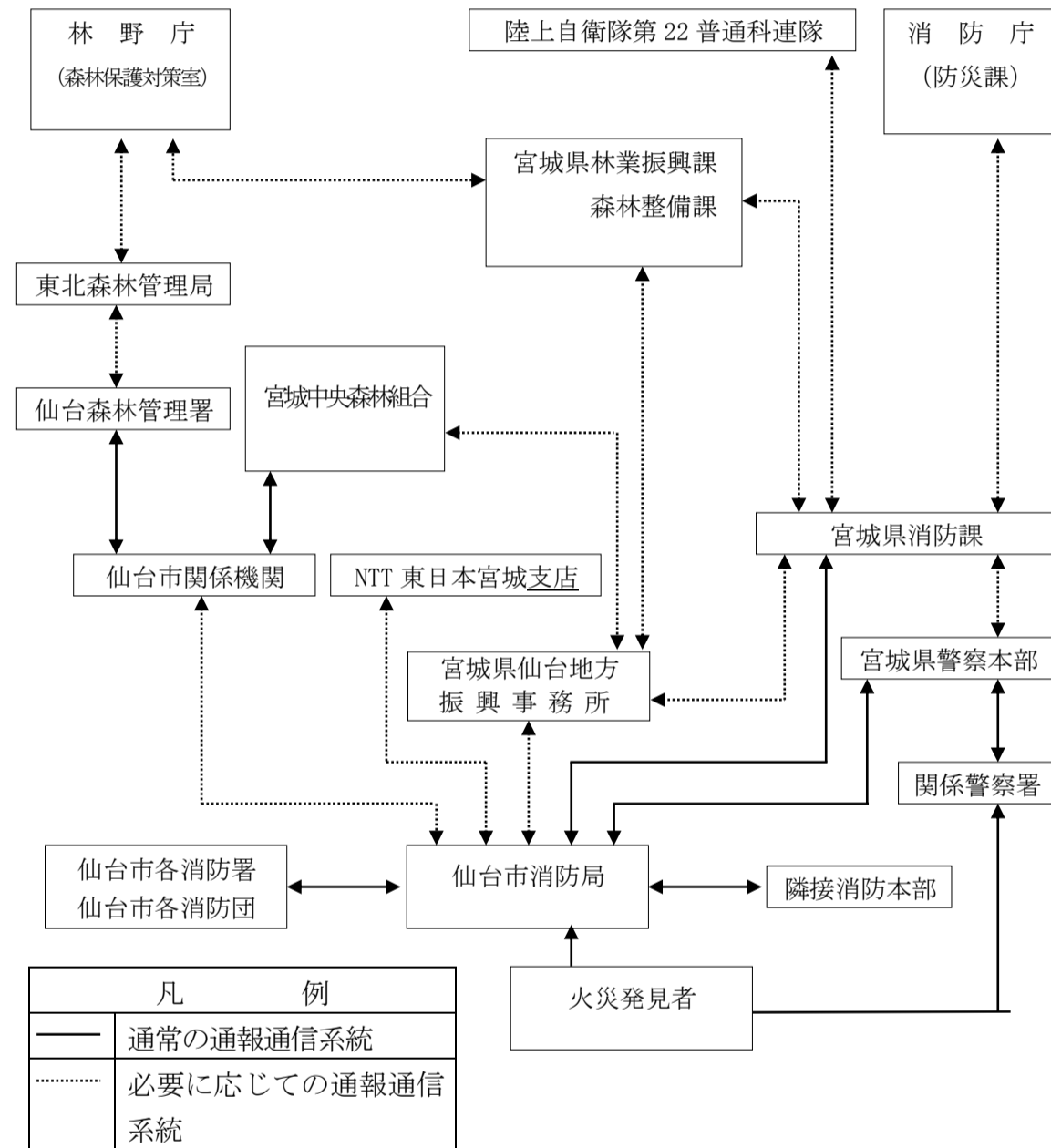
第2 林野火災の応急対策〔消防局〕

林野火災の対応は、「仙台市消防活動基本規程」等別に定めるところにより、消防局が消防活動を行うこととし、災害の状況により必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

なお、消防局の主な対応は次のとおりとする。

1. 通信体制

林野火災発生時の通信は、次により行う。



2～6

(略)

7. 空中消火資機材

空中消火資機材の保管場所は、次のとおりである。

(1) 仙台市の備蓄

- ア 「新川空中資機材備蓄倉庫」 青葉区新川字北野尻 3-2 他
- イ 「長袋空中消火資機材備蓄倉庫」 太白区秋保町長袋大原 160-2

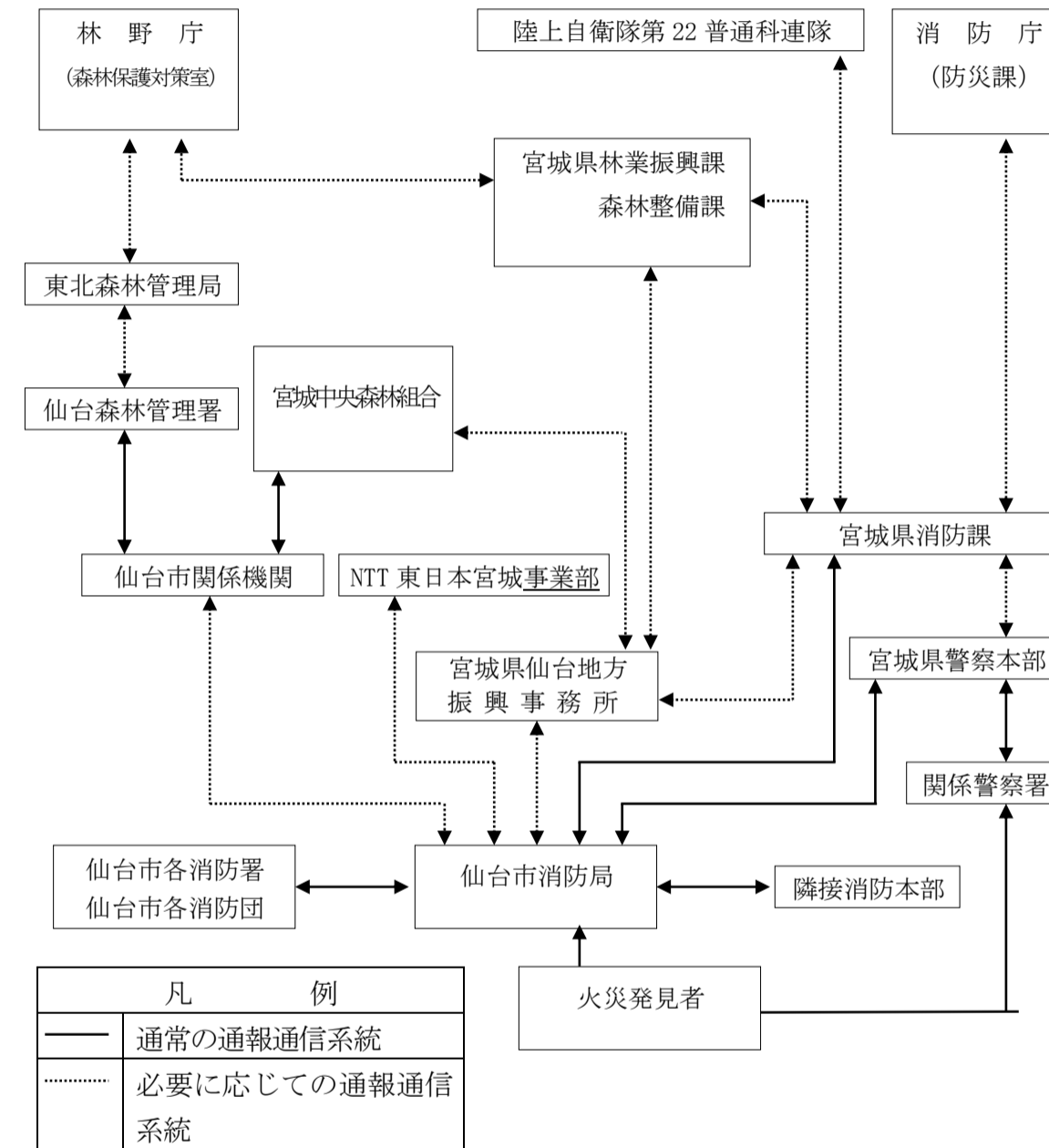
第2 林野火災の応急対策〔消防局〕

林野火災の対応は、「仙台市消防活動基本規程」等別に定めるところにより、消防局が消防活動を行うこととし、災害の状況により必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

なお、消防局の主な対応は次のとおりとする。

1. 通信体制

林野火災発生時の通信は、次により行う。



2～6

(略)

7. 空中消火資機材

空中消火資機材の保管場所は、次のとおりである。

(1) 仙台市の備蓄

- ア 「新川空中消火資機材備蓄倉庫」 青葉区新川字北野尻 3-2
- イ 「長袋空中消火資機材備蓄倉庫」 太白区秋保町長袋大原 160-2

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

内容の適正化
(関係部局意見
反映)

<p>風水害等 災害対策 編 P266</p> <p>第2部 第9節 その他の 災害対策</p>	<p>3. 放射性同位元素による重大事故対策 放射性同位元素保有施設にかかる施設の事故、放置事故、及び輸送事故等における対応を定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本市の行う応急対策 本市の組織体制及び分担事項は本項の基本対策の通りとする。なお消防局における消防活動は別途定める消防局規定に従う。</p> <p style="text-align: center;"><放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務></p> <table border="1" data-bbox="353 644 1183 1694"> <thead> <tr> <th>関係局区</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健 康 福 祉 部</td> <td>1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を収容する医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談</td> </tr> <tr> <td>1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導</td> </tr> <tr> <td>環 境 部</td> <td>1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集</td> </tr> <tr> <td>建 設 部</td> <td>1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全</td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td>1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請</td> </tr> <tr> <td>水 道 部</td> <td>1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保</td> </tr> <tr> <td>関係区本部</td> <td>1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ●は、事前対策に関する事務を示す。 ※ 警戒本部体制下の場合は、「災対本部事務局」を「警戒本部庶務担当」、「部」を「局」、「区本部」を「区役所」へ読み替え。</p>	関係局区	担 当 業 務	災対本部事務局	1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ	総 務 部	1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応	健 康 福 祉 部	1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を収容する医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談	1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導	環 境 部	1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集	建 設 部	1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全	消 防 部	1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請	水 道 部	1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保	関係区本部	1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談	<p>3. 放射性同位元素による重大事故対策 放射性同位元素保有施設にかかる施設の事故、放置事故、及び輸送事故等における対応を定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本市の行う応急対策 本市の組織体制及び分担事項は本項の基本対策の通りとする。なお消防局における消防活動は別途定める消防局規定に従う。</p> <p style="text-align: center;"><放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務></p> <table border="1" data-bbox="1536 644 2366 1694"> <thead> <tr> <th>関係局区</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健 康 福 祉 部</td> <td>1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を受け入れる医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談</td> </tr> <tr> <td>1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導</td> </tr> <tr> <td>環 境 部</td> <td>1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集</td> </tr> <tr> <td>建 設 部</td> <td>1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全</td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td>1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請</td> </tr> <tr> <td>水 道 部</td> <td>1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保</td> </tr> <tr> <td>関係区本部</td> <td>1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ●は、事前対策に関する事務を示す。 ※ 警戒本部体制下の場合は、「災対本部事務局」を「警戒本部庶務担当」、「部」を「局」、「区本部」を「区役所」へ読み替え。</p>	関係局区	担 当 業 務	災対本部事務局	1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ	総 務 部	1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応	健 康 福 祉 部	1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を受け入れる医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談	1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導	環 境 部	1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集	建 設 部	1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全	消 防 部	1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請	水 道 部	1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保	関係区本部	1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談	<p>反映)</p> <p style="text-align: center;">防災基本計画の 修正の反映</p>
関係局区	担 当 業 務																																								
災対本部事務局	1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ																																								
総 務 部	1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応																																								
健 康 福 祉 部	1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を収容する医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談																																								
	1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導																																								
環 境 部	1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集																																								
建 設 部	1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全																																								
消 防 部	1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請																																								
水 道 部	1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保																																								
関係区本部	1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談																																								
関係局区	担 当 業 務																																								
災対本部事務局	1●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災対本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ																																								
総 務 部	1 警戒本部及び災対本部の運営 2 広報・報道対応																																								
健 康 福 祉 部	1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を受け入れる医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談																																								
	1 食品の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導																																								
環 境 部	1 市域における大気・水質の環境放射線測定結果に関する情報の収集																																								
建 設 部	1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全																																								
消 防 部	1●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請																																								
水 道 部	1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保																																								
関係区本部	1 区警戒本部及び区本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談																																								

--	--	--	--